

## **【iv 保育課・幼保連携推進室関係】**



「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表（案）

○児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号）

改正後	改正前
<p>厚生省発児第59号の2 昭和51年4月16日</p> <p>[一部改正]</p> <p>昭和51年 1月21日厚生省発児第 9号の5 昭和51年 2月23日厚生省発児第 26号の5 昭和52年 4月19日厚生省発児第 92号の5 昭和52年12月21日厚生省発児第207号の2 昭和53年 4月 7日厚生省発児第 65号の2 昭和53年10月20日厚生省発児第170号の2 昭和54年 4月 5日厚生省発児第 62号の2 昭和55年 2月14日厚生省発児第 41号の2 昭和55年 4月 4日厚生省発児第 92号の2 昭和56年 2月13日厚生省発児第 14号の2 昭和57年 2月17日厚生省発児第 24号の2 昭和57年 4月 6日厚生省発児第 83号の2 昭和58年 4月 4日厚生省発児第 50号の2 昭和59年 2月24日厚生省発児第 39号の2 昭和59年 4月10日厚生省発児第 77号の2 昭和60年 2月13日厚生省発児第 14号の2 昭和60年 5月18日厚生省発児第102号の2 昭和61年 2月15日厚生省発児第 27号の2 昭和61年 5月 8日厚生省発児第 97号の2 昭和61年12月22日厚生省発児第170号の2 昭和62年 4月 1日厚生省発児第 55号の2 昭和62年 5月20日厚生省発児第 87号の2 昭和63年 2月20日厚生省発児第 19号の2 昭和63年 4月 7日厚生省発児第 64号の2 平成元年 3月 7日厚生省発児第 13号の2 平成元年 4月10日厚生省発児第 16号の2 平成元年 5月29日厚生省発児第 86号の2 平成2年 3月26日厚生省発児第 43号の2 平成2年 4月11日厚生省発児第 63号の2 平成2年 6月 7日厚生省発児第 99号の2 平成2年12月17日厚生省発児第166号の2 平成3年 4月11日厚生省発児第 58号の2 平成3年12月13日厚生省発児第172号の2 平成3年 4月11日厚生省発児第 58号の2 平成4年 4月10日厚生省発児第 68号の2 平成5年 1月 7日厚生省発児第 3号の2 平成5年 4月 9日厚生省発児第 64号の2 平成6年 1月13日厚生省発児第 5号の2 平成6年 4月18日厚生省発児第 69号の2 平成6年 6月29日厚生省発児第116号の2 平成7年 2月10日厚生省発児第 18号の2 平成7年 4月 3日厚生省発児第104号の2 平成7年10月25日厚生省発児第181号の2</p>	<p>厚生省発児第59号の2 昭和51年4月16日</p> <p>[一部改正]</p> <p>昭和51年 1月21日厚生省発児第 9号の5 昭和51年 2月23日厚生省発児第 26号の5 昭和52年 4月19日厚生省発児第 92号の5 昭和52年12月21日厚生省発児第207号の2 昭和53年 4月 7日厚生省発児第 65号の2 昭和53年10月20日厚生省発児第170号の2 昭和54年 4月 5日厚生省発児第 62号の2 昭和55年 2月14日厚生省発児第 41号の2 昭和55年 4月 4日厚生省発児第 92号の2 昭和56年 2月13日厚生省発児第 14号の2 昭和57年 2月17日厚生省発児第 24号の2 昭和57年 4月 6日厚生省発児第 83号の2 昭和58年 4月 4日厚生省発児第 50号の2 昭和59年 2月24日厚生省発児第 39号の2 昭和59年 4月10日厚生省発児第 77号の2 昭和60年 2月13日厚生省発児第102号の2 昭和61年 2月15日厚生省発児第 27号の2 昭和61年 5月 8日厚生省発児第 97号の2 昭和61年12月22日厚生省発児第170号の2 昭和62年 4月 1日厚生省発児第 55号の2 昭和62年 5月20日厚生省発児第 87号の2 昭和63年 2月20日厚生省発児第 19号の2 昭和63年 4月 7日厚生省発児第 64号の2 平成元年 3月 7日厚生省発児第 13号の2 平成元年 4月10日厚生省発児第 16号の2 平成元年 5月29日厚生省発児第 86号の2 平成2年 3月26日厚生省発児第 43号の2 平成2年 4月11日厚生省発児第 63号の2 平成2年 6月 7日厚生省発児第 99号の2 平成2年12月17日厚生省発児第166号の2 平成3年 4月11日厚生省発児第 58号の2 平成3年12月13日厚生省発児第172号の2 平成3年 4月11日厚生省発児第 58号の2 平成4年 4月10日厚生省発児第 68号の2 平成5年 1月 7日厚生省発児第 3号の2 平成5年 4月 9日厚生省発児第 64号の2 平成6年 1月13日厚生省発児第 5号の2 平成6年 4月18日厚生省発児第 69号の2 平成6年 6月29日厚生省発児第116号の2 平成7年 2月10日厚生省発児第 18号の2 平成7年 4月 3日厚生省発児第104号の2 平成7年10月25日厚生省発児第181号の2</p>

改正後	改正前
<p>平成 8年 6月24日厚生省発児第106号の2 平成 9年 1月31日厚生省発児第 5号 平成 9年 5月28日厚生省発児第 69号の2 平成10年 2月 4日厚生省発児第 12号の2 平成10年 5月 1日厚生省発児第 84号 平成10年12月11日厚生省発児第132号 平成11年 4月27日厚生省発児第 85号 平成11年12月 9日厚生省発児第141号 平成12年 6月 8日厚生省発児第105号 平成12年11月22日厚生省発児第130号 平成13年 5月22日厚生労働省発児第216号 平成13年11月16日厚生労働省発児第391号 平成14年 5月24日厚生労働省発児第0524003号 平成15年 1月30日厚生労働省発児第0130005号 平成15年 5月23日厚生労働省発児第0523003号 平成16年 6月10日厚生労働省発児第0610002号 平成17年 6月10日厚生労働省発児第0610002号 平成17年 2月 1日厚生労働省発児第0201007号 平成17年10月28日厚生労働省発児第1028002号 平成18年 6月20日厚生労働省発児第0620002号 平成19年 2月 1日厚生労働省発児第0201001号 平成19年 6月12日厚生労働省発児第0612004号 平成20年 2月 6日厚生労働省発児第0206001号 平成20年 5月20日厚生労働省発児第0520003号 平成21年 7月 9日厚生労働省発児第0709第6号 平成22年 4月12日厚生労働省発児第0412第3号 平成23年 4月28日厚生労働省発児第0428第2号 平成※年※月※日厚生労働省発児第※号</p>	<p>平成 8年 6月24日厚生省発児第106号の2 平成 9年 1月31日厚生省発児第 5号 平成 9年 5月28日厚生省発児第 69号の2 平成10年 2月 4日厚生省発児第 12号の2 平成10年 5月 1日厚生省発児第 84号 平成10年12月11日厚生省発児第132号 平成11年 4月27日厚生省発児第 85号 平成11年12月 9日厚生省発児第141号 平成12年 6月 8日厚生省発児第105号 平成12年11月22日厚生省発児第130号 平成13年 5月22日厚生労働省発児第216号 平成13年11月16日厚生労働省発児第391号 平成14年 5月24日厚生労働省発児第0524003号 平成15年 1月30日厚生労働省発児第0130005号 平成15年 5月23日厚生労働省発児第0523003号 平成16年 6月10日厚生労働省発児第0610002号 平成17年 6月10日厚生労働省発児第0610002号 平成17年 2月 1日厚生労働省発児第0201007号 平成17年10月28日厚生労働省発児第1028002号 平成18年 6月20日厚生労働省発児第0620002号 平成19年 2月 1日厚生労働省発児第0201001号 平成19年 6月12日厚生労働省発児第0612004号 平成20年 2月 6日厚生労働省発児第0206001号 平成20年 5月20日厚生労働省発児第0520003号 平成21年 7月 9日厚生労働省発児第0709第6号 平成22年 4月12日厚生労働省発児第0412第3号 平成23年 4月28日厚生労働省発児第0428第2号 平成※年※月※日厚生労働省発児第※号</p>

改正後

改正前

改正後

改正前

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中 核 市 市 長

厚生省事務次官

厚生省事務次官

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

標記の負担金については、今般交付要綱が次のとおり改正され、昭和51年度分の措置費の支弁、徴収及び負担から適用されることとなるので、これが経理事務の処理にあたっては適正かつ、円滑なる執行を期せられたく通知する。  
おつて、昭和50年4月7日厚生省発児第57号の2通達「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」は廢止する。ただし、昭和50年度分の措置費に関しては、なおその効力を有するものとする。

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

標記の負担金については、今般交付要綱が次のとおり改正され、昭和51年度分の措置費の支弁、徴収及び負担から適用されることとなるので、これが経理事務の処理にあたっては適正かつ、円滑なる執行を期せられたく通知する。  
おつて、昭和50年4月7日厚生省発児第57号の2通達「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」は廢止する。ただし、昭和50年度分の措置費に関しては、なおその効力を有するものとする。

改正後	改正前
<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第5号に規定する保育の実施につき法第45条の基準を維持するための費用であって、次の範囲内の経費をいうこと。</p> <p>(1) (略) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 「児童発達支援」とは、法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。</p> <p>8 「医療型児童発達支援」とは、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。</p> <p>9 削除</p>	<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第5号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であって、次の範囲内の経費をいうこと。</p> <p>(1) 事業費 ア 一般生活費 入所児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。）及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器具、光熱水費等 (3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。) イ 児童用採暖費 入所児童の冬期の採暖費</p> <p>(2) 人件費 入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士（乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。）、調理員その他の職員の人件費</p> <p>(3) 管理費 保育所の管理に必要な経費</p> <p>2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもにもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項5号に規定する私立認定保育所をいう。</p> <p>3 「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。</p> <p>4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。</p> <p>6 「特別支援学校幼稚部」とは、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。</p> <p>7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。</p> <p>8 「難聴児通園施設」とは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴児通園施設をいう。</p> <p>9 「肢体不自由児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「しき体不自由児施設の通園児童に対する教育について」（昭和38年6月11日厚生省令第122号厚生事務次官通知）による通園児童発育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2項に規定する肢体不自由児通園施設をいう。</p>

改正後	改正前
9 (略)	10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。
削除	11 「児童デイサービス」とは、 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第55条第7項に規定する児童デイサービスをいう。
10 (略)	12 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けた定員を定めること。
11 (略)	13 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。
12 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。 ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第5号に規定する保育料額（以下「保育料額」という。）を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。	14 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。 ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額（以下「保育料額」という。）を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
13 (略)	15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。 (ア) 「18／100地城」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（地域手当）（以下「人事院規則」という。）別表第1の支給割合が一級地とされている地域とする。 (イ) 「15／100地城」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。 (ウ) 「12／100地城」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。 (エ) 「10／100地城」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、横浜市、大東市、広島県府中町とする。 (オ) 「8／100地城」とは、東大和市、松原市とする。 (カ) 「6／100地城」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狹山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、富士見市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。 (キ) 「3／100地城」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。 (ヨ) 「その他地域」とは、(ア)から(キ)以外の地域とする。
14 (略)	16 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。
15 (略)	17 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日ににおいて3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。
16 (略)	18 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。



		改正前		改正後	
年齢	性別	現行		改定後	
		未設置	設置	未設置	設置
41人 から 50人 まで	乳 1 2 歳 児 3 児 4 歳 以上	186,550 116,160 63,810 56,780 106,090 111,580 111,580 111,580 110,040 110,040 57,690 50,660 101,650 101,650 49,300 49,300 42,270 42,270 105,740 111,530 53,390 53,390 46,360 46,360 168,940 168,940 98,550 10,670 46,200 46,200 39,170 39,170 172,960 102,570 50,220 43,190 43,190 166,660 96,270 43,920 36,890 36,890 170,440 100,050 47,700 40,670 35,080 35,080 164,850 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 165,390 95,000 42,650 35,620 160,360 89,970 37,620 30,390 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960	186,550 12,780 6,870 6,030 20,030 16,680 9,650 5,740 4,830 20,500 12,050 6,140 5,300 11,040 11,040 5,130 4,280 4,290 19,980 11,530 5,620 4,780 4,780 19,120 10,670 4,760 3,920 3,920 19,600 11,150 5,240 4,400 3,670 3,670 18,850 10,400 4,490 3,650 3,650 19,300 10,050 4,940 4,100 3,430 3,430 18,630 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960		
51人 から 60人 まで	乳 1 2 歳 児 3 児 4 歳 以上	180,430 110,040 57,740 46,710 106,090 111,580 111,580 111,580 110,040 110,040 57,690 50,660 101,650 101,650 49,300 49,300 42,270 42,270 105,740 111,530 53,390 53,390 46,360 46,360 168,940 168,940 98,550 10,670 46,200 46,200 39,170 39,170 172,960 102,570 50,220 43,190 43,190 166,660 96,270 43,920 36,890 36,890 170,440 100,050 47,700 40,670 35,080 35,080 164,850 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 165,390 95,000 42,650 35,620 160,360 89,970 37,620 30,390 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960			
61人 から 70人 まで	乳 1 2 歳 児 3 児 4 歳 以上	180,430 110,040 57,740 46,710 106,090 111,580 111,580 111,580 110,040 110,040 57,690 50,660 101,650 101,650 49,300 49,300 42,270 42,270 105,740 111,530 53,390 53,390 46,360 46,360 168,940 168,940 98,550 10,670 46,200 46,200 39,170 39,170 172,960 102,570 50,220 43,190 43,190 166,660 96,270 43,920 36,890 36,890 170,440 100,050 47,700 40,670 35,080 35,080 164,850 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 165,390 95,000 42,650 35,620 160,360 89,970 37,620 30,390 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960			
71人 から 80人 まで	乳 1 2 歳 児 3 児 4 歳 以上	180,430 110,040 57,740 46,710 106,090 111,580 111,580 111,580 110,040 110,040 57,690 50,660 101,650 101,650 49,300 49,300 42,270 42,270 105,740 111,530 53,390 53,390 46,360 46,360 168,940 168,940 98,550 10,670 46,200 46,200 39,170 39,170 172,960 102,570 50,220 43,190 43,190 166,660 96,270 43,920 36,890 36,890 170,440 100,050 47,700 40,670 35,080 35,080 164,850 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 165,390 95,000 42,650 35,620 160,360 89,970 37,620 30,390 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960			
81人 から 90人 まで	乳 1 2 歳 児 3 児 4 歳 以上	180,430 110,040 57,740 46,710 106,090 111,580 111,580 111,580 110,040 110,040 57,690 50,660 101,650 101,650 49,300 49,300 42,270 42,270 105,740 111,530 53,390 53,390 46,360 46,360 168,940 168,940 98,550 10,670 46,200 46,200 39,170 39,170 172,960 102,570 50,220 43,190 43,190 166,660 96,270 43,920 36,890 36,890 170,440 100,050 47,700 40,670 35,080 35,080 164,850 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 165,390 95,000 42,650 35,620 160,360 89,970 37,620 30,390 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960			
91人 から 100人 まで	乳 1 2 歳 児 3 児 4 歳 以上	180,430 110,040 57,740 46,710 106,090 111,580 111,580 111,580 110,040 110,040 57,690 50,660 101,650 101,650 49,300 49,300 42,270 42,270 105,740 111,530 53,390 53,390 46,360 46,360 168,940 168,940 98,550 10,670 46,200 46,200 39,170 39,170 172,960 102,570 50,220 43,190 43,190 166,660 96,270 43,920 36,890 36,890 170,440 100,050 47,700 40,670 35,080 35,080 164,850 94,460 42,110 40,670 34,430 34,430 165,390 95,000 42,650 35,620 160,360 89,970 37,620 30,390 18,690 10,180 4,270 3,430 2,860 15,570 10,240 4,330 3,490 18,090 9,640 3,730 2,890 12,410 8,540 3,610 2,910 15,070 8,040 3,110 2,410 12,460 8,390 2,890 2,330 12,060 6,430 3,210 1,240 6,220 3,410 1,440 1,160 6,020 3,210 1,240 9,930 960			

		改正後					
		設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置
41人 から 50人 まで	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	187,240 116,590	21,320 10,700	17,760 8,560	14,210 4,280
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	177,120 106,470	20,100 11,620	16,750 9,690	13,400 7,750
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	53,920 46,860	5,680 4,840	4,740 4,040	3,790 3,230
51人 から 60人 まで	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	181,090 110,440	20,580 12,100	17,140 10,080	13,710 8,060
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	57,890 50,830	6,160 5,320	5,130 4,430	4,100 3,540
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	172,660 102,010	19,570 11,090	16,300 9,240	13,040 7,390
61人 から 70人 まで	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	49,460 42,400	5,150 4,310	4,290 3,590	3,430 2,870
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	106,120 106,120	11,580 11,580	9,650 4,700	7,720 3,760
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	53,570 46,510	5,640 4,800	4,700 4,000	3,860 3,200
71人 から 80人 まで	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	169,550 98,900	19,190 10,710	15,990 8,930	12,790 7,140
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	46,350 39,290	4,770 3,930	3,980 3,280	3,180 2,620
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	102,940 50,390	11,200 5,260	9,330 4,380	7,460 3,500
81人 から 90人 まで	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	173,590 102,940	19,680 11,200	16,390 9,330	13,110 7,330
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	43,330 37,010	4,420 3,660	3,680 3,050	2,940 2,440
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	167,270 96,620	18,920 10,440	15,760 8,700	12,610 6,960
91人 から 100人 まで	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	44,070 47,860	4,500 4,960	3,750 4,130	3,000 2,300
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	40,800 37,010	4,120 3,660	3,430 3,050	2,440 2,440
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	171,060 100,410	19,380 10,900	16,140 9,080	12,910 7,260
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	94,800 42,250	10,220 4,280	8,570 3,570	6,810 2,850
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	35,190 35,190	3,440 3,440	2,870 2,870	2,290 1,420
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	165,990 95,340	18,770 10,290	15,630 8,570	12,510 6,860
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	35,730 160,930	3,510 18,160	2,920 15,130	2,340 1,170
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	90,280 37,730	9,680 3,740	8,070 3,120	6,450 2,490
	乳	1、2歳児 3歳以上児	児 児	30,670 2,900	2,900 2,420	1,930 1,930	3,220 1,240

改正後		改正前									
設置	未設置	1歳児	2歳児	3歳児以上	1歳児	2歳児	3歳児以上	1歳児	2歳児	3歳児以上	
101人から 110人まで	設置	164,650 94,000 41,450 34,390 3,350	18,610 10,130 4,190 2,790 2,230	12,400 6,750 3,490 2,790 2,230	15,500 8,440 3,490 2,790 2,230	6,190 3,370 1,390 1,110 1,110	6,190 3,370 1,390 1,110 1,110	164,060 93,670 41,320 34,290 3,330	18,530 10,080 4,170 3,480 2,780	12,440 6,720 2,780 2,220 1,110	6,170 3,360 1,390 1,110 1,110
111人から 120人まで	設置	160,060 163,510 159,290 159,290 159,290	18,060 18,470 9,990 9,990 9,990	12,030 12,310 6,660 6,660 6,660	15,040 15,380 3,640 3,640 3,640	6,010 6,190 1,210 1,210 1,210	6,010 6,190 1,210 1,210 1,210	159,180 17,990 36,740 36,740 36,740	16,990 9,540 3,630 3,630 3,630	17,990 7,950 2,320 2,320 2,320	11,990 5,990 2,420 2,420 2,420
121人から 130人まで	設置	159,290 162,530 18,350 18,350 18,350	17,960 17,960 12,230 12,230 12,230	11,970 5,980 6,320 6,320 6,320	14,960 14,960 6,290 6,290 6,290	1,070 1,070 2,140 2,140 2,140	1,070 1,070 2,140 2,140 2,140	162,920 158,720 161,950 161,950 161,950	16,990 14,440 9,440 9,440 9,440	15,320 12,260 6,290 6,290 6,290	12,660 6,630 2,130 2,130 2,130
131人から 140人まで	設置	162,530 91,880 35,440 35,440 28,380	18,030 9,870 3,930 3,930 2,630	2,250 2,250 2,950 2,950 2,950	1,800 1,800 2,350 2,350 2,350	1,800 1,800 2,110 2,110 2,110	1,800 1,800 2,110 2,110 2,110	161,950 91,560 3,290 3,290 3,290	2,690 2,940 3,530 3,530 3,530	15,280 12,180 6,550 6,550 6,550	11,920 5,950 3,140 3,140 3,140
141人から 150人まで	設置	158,640 97,990 35,440 35,440 28,380	17,890 9,410 3,470 3,470 2,630	11,920 5,950 2,310 2,310 2,190	14,900 14,900 6,290 6,290 6,290	1,060 1,060 1,150 1,150 1,150	1,060 1,060 1,150 1,150 1,150	158,080 87,690 35,340 35,340 28,310	17,890 9,440 3,270 3,270 3,270	16,990 12,260 6,290 6,290 6,290	11,920 5,950 3,140 3,140 3,140
151人から 160人まで	設置	161,730 91,080 38,530 38,530 31,470	18,260 9,780 3,840 3,840 3,000	12,170 6,520 2,560 2,560 2,000	15,210 8,150 2,200 2,200 2,000	6,080 3,260 1,280 1,280 1,000	6,080 3,260 1,280 1,280 1,000	161,150 90,760 38,410 38,410 31,380	18,180 9,370 3,460 3,460 2,620	15,150 12,120 6,240 6,240 6,240	11,870 5,930 3,120 3,120 3,120
161人から 170人まで	設置	158,120 87,470 34,920 34,920 30,750	17,820 9,340 3,400 3,400 2,910	11,880 7,780 6,230 6,230 5,660	14,840 9,340 2,830 2,830 2,710	5,930 3,110 1,300 1,300 1,710	5,930 3,110 1,300 1,300 1,710	157,550 87,160 34,810 34,810 30,660	17,750 9,300 3,390 3,390 2,900	14,790 6,200 2,830 2,830 2,410	12,060 6,050 3,240 3,240 3,240
171人から 180人まで	設置	161,010 90,360 37,810 37,810 30,750	18,170 9,690 3,750 3,750 2,910	12,110 6,460 2,500 2,500 2,420	15,130 8,070 3,120 3,120 2,910	6,050 3,230 1,250 1,250 1,940	6,050 3,230 1,250 1,250 1,940	160,430 90,040 37,690 37,690 30,660	18,100 9,650 3,740 3,740 2,900	15,070 6,040 3,110 3,110 2,900	12,060 6,020 3,210 3,210 3,210
181人から 190人まで	設置	157,640 96,990 34,440 34,440 27,380	17,770 9,290 3,350 3,350 2,510	14,800 7,740 2,790 2,790 1,670	11,840 6,190 2,090 2,090 1,670	5,910 3,090 1,110 1,110 830	5,910 3,090 1,110 1,110 830	157,070 86,680 34,330 34,330 27,300	17,700 9,250 3,340 3,340 2,500	15,100 6,040 3,110 3,110 2,410	11,790 5,960 3,130 3,130 2,410
191人から 200人まで	設置	161,250 90,600 34,440 34,440 27,380	18,200 9,720 3,350 3,350 2,510	12,130 6,480 2,230 2,230 1,670	15,160 8,100 2,090 2,090 1,670	6,060 3,240 1,260 1,260 830	6,060 3,240 1,260 1,260 830	160,670 90,280 34,330 34,330 27,300	18,130 9,680 3,770 3,770 2,500	15,100 6,080 3,140 3,140 2,780	11,790 5,960 3,130 3,130 2,780
201人から 210人まで	設置	158,090 158,090 87,440 87,440 34,890	17,820 11,840 9,340 9,340 2,830	12,130 6,460 2,260 2,260 2,130	14,840 11,870 7,780 7,780 2,560	5,930 3,110 1,300 1,300 850	5,930 3,110 1,300 1,300 850	157,530 87,140 14,780 14,780 27,760	17,750 9,300 3,750 3,750 2,550	14,780 6,200 2,830 2,830 2,120	11,830 5,910 3,100 3,100 850

## 改正後

## 改正前

161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 160,670 90,020 3,650 3,210	18,130 15,100 6,430 6,030	12,080 8,040 3,090 2,470	1,230 1,910 950 3,210	161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 160,090 89,700 3,700 3,200	18,060 9,610 3,080 2,460	12,030 8,010 3,080 2,460	6,010 3,200 1,230 950
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 157,690 97,040 3,490 3,290	17,770 14,800 3,740 2,790					乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 157,130 157,130 86,740 34,390	17,700 17,700 9,250 3,340	14,740 14,740 6,170 2,380	11,800 11,800 5,890 1,900
171人 以上	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 160,120 89,470 36,920 29,860	18,060 9,580 3,640 2,800	12,040 6,010 3,040 2,340	1,110 1,670 830 1,870	171人 以上	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 159,550 89,160 36,810 29,780	17,990 14,990 3,630 2,790	14,990 11,990 3,030 1,860	11,990 6,360 2,420 930
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 157,320 86,670 34,120 27,060	17,730 9,250 3,310 2,470					乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 156,750 86,360 34,010 26,980	17,660 9,210 3,300 2,460	14,710 7,680 2,750 1,640	11,770 6,140 2,200 930
31人 から 40人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 185,420 116,370 64,950 58,050	21,100 12,810 7,010 6,190	17,550 14,060 8,530 5,840	1,640 2,750 4,670 5,150	31人 から 40人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 184,730 115,950 64,720 57,850	21,010 12,760 10,630 6,160	14,010 7,680 8,510 4,660	14,010 7,000 8,510 2,320
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 183,220 104,050 52,630 45,730	20,830 11,330 5,530 4,710					乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,460 103,680 52,450 45,580	19,540 11,290 5,510 4,690	16,290 9,410 5,510 3,910	13,020 7,520 8,510 3,120
41人 から 50人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 173,100 104,050 52,630 45,730	19,620 11,040 5,530 4,710	16,340 9,440 7,550 3,920	6,540 7,770 3,690 3,140	41人 から 50人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,460 103,680 52,450 45,580	19,570 11,320 5,510 4,690	16,290 9,410 5,510 3,910	13,020 7,520 8,510 3,120
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 173,370 104,320 52,900 46,000	19,650 11,360 5,560 4,740					乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,730 103,950 52,720 45,850	19,570 11,320 5,510 4,720	16,290 9,410 5,510 3,910	13,020 7,520 8,510 3,120
51人 から 60人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 177,210 108,160 56,740 49,840	20,110 11,820 6,020 5,200	16,750 9,850 5,020 4,020	6,700 3,930 2,000 1,730	51人 から 60人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 176,550 107,770 56,540 49,670	20,030 11,780 5,600 4,720	16,290 9,820 5,000 4,320	13,020 7,520 8,510 3,120
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,990 99,950 48,530 41,630	19,600 10,830 5,030 4,210					乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 168,370 99,590 48,360 41,490	19,050 10,800 5,020 4,200	16,290 9,820 5,000 4,320	13,020 7,520 8,510 3,120
61人 から 70人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,990 99,950 48,530 41,630	19,600 10,830 5,030 4,210	16,330 9,430 4,200 3,510	6,370 3,690 2,810 1,400	61人 から 70人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,350 103,570 52,340 45,470	19,530 10,280 5,020 4,200	16,290 9,400 5,020 4,200	13,020 7,520 8,510 3,120
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 172,990 96,900 45,480 38,580	19,600 10,470 4,670 3,850					乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 165,340 96,560 45,330 38,460	18,680 10,430 8,690 3,830	16,290 9,650 8,870 3,190	13,020 7,520 8,510 3,120

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上
169,880 100,830 49,410 42,510 5,140	16,020 9,120 4,290 3,430 1,710	12,820 7,290 3,640 3,430 1,440	6,410 3,640 1,710 1,440 440
163,710 94,660 43,240 36,340 3,580	15,400 10,200 4,400 2,980 2,390	12,330 8,500 3,670 2,940 1,900	6,160 6,390 1,460 1,460 1,190
167,410 98,360 46,940 40,040 41,460	18,490 10,640 4,840 4,020 4,190	12,620 7,090 3,540 3,350 2,790	6,310 3,540 1,610 1,340 1,390
161,930 92,880 41,460 34,560 34,370	18,280 9,990 4,190 2,940 2,240	12,180 6,090 3,500 3,370 2,120	6,090 3,320 1,390 1,120 1,120
162,470 93,420 42,000 35,100 30,180	18,340 10,050 4,250 3,430 2,840	12,230 6,700 3,340 2,860 2,370	6,110 6,650 3,440 2,290 1,890
157,550 88,500 37,080 30,180 161,170	17,750 9,460 3,660 2,840 92,120	14,790 7,890 3,060 2,840 9,900	5,910 3,140 2,440 1,210 1,210
156,680 87,630 36,210 29,310 160,010	17,650 9,360 3,560 2,740 18,050	14,700 7,800 2,970 2,740 18,050	5,880 3,110 2,370 1,80 1,090
155,930 90,990 39,570 32,670 159,090	17,560 9,760 3,960 3,140 17,940	14,630 8,140 3,310 2,620 11,940	5,850 3,240 2,640 2,090 6,010
86,880 35,460 28,560 28,040 90,040	8,270 2,960 2,650 2,210 9,650	7,730 6,230 5,880 5,210 6,430	3,080 1,310 1,150 1,040 1,210
159,300 86,250 34,830 27,930 90,040	17,480 14,560 9,190 2,830 9,650	14,940 11,960 7,660 2,210 8,040	5,980 3,210 5,820 2,150 3,210
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上
169,880 100,830 49,410 42,510 5,140	16,020 9,120 4,290 3,430 1,710	12,820 7,290 3,640 3,430 1,440	6,410 3,640 1,710 1,440 440
163,710 94,660 43,240 36,340 3,580	15,400 10,200 4,400 2,980 2,390	12,330 8,500 3,670 2,940 1,900	6,160 6,390 1,460 1,460 1,190
167,410 98,360 46,940 40,040 41,460	18,490 10,640 4,840 4,020 4,190	12,620 7,090 3,540 3,350 2,790	6,310 3,540 1,610 1,340 1,390
161,930 92,880 41,460 34,560 34,370	18,280 9,990 4,190 2,940 2,240	12,180 6,090 3,500 3,370 2,120	6,090 3,320 1,390 1,120 1,120
162,470 93,420 42,000 35,100 30,180	18,340 10,050 4,250 3,430 2,840	12,230 6,700 3,340 2,860 2,370	6,110 6,650 3,440 2,290 1,890
157,550 88,500 37,080 30,180 161,170	17,750 9,460 3,660 2,840 92,120	14,790 7,890 3,060 2,840 9,900	5,910 3,140 2,440 1,210 1,210
156,680 87,630 36,210 29,310 160,010	17,650 9,360 3,560 2,740 18,050	14,630 7,800 2,970 2,740 18,050	5,880 3,110 2,370 1,80 1,090
155,930 90,990 39,570 32,670 159,090	17,560 9,760 3,960 3,140 17,940	14,630 8,140 3,310 2,620 11,940	5,850 3,240 2,640 2,090 6,010
86,880 35,460 28,560 28,040 90,040	8,270 2,960 2,650 2,210 9,650	7,730 6,230 5,880 5,210 6,430	3,080 1,310 1,150 1,040 1,210
159,300 86,250 34,830 27,930 90,040	17,480 14,560 9,190 2,830 9,650	14,940 11,960 7,660 2,210 8,040	5,980 3,210 5,820 2,150 3,210
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置

## 改正後

## 改正前

131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	158,300 89,250 9,550 3,130	17,840 7,960 6,360 2,500	14,860 7,960 6,360 1,240	11,890 7,960 6,360 3,170	5,940 3,170 3,170 970
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,780 9,130 3,330 2,780	17,420 7,610 6,080 2,220	11,610 7,610 6,080 1,100	5,800 5,800 5,030 830	1,240 970 970 830
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	157,600 9,470 3,670 3,130	17,760 11,840 5,920 2,450	14,790 7,890 6,310 3,150	11,840 7,890 6,310 2,450	5,920 5,920 5,030 950
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,310 85,260 33,840 30,230	17,360 9,070 3,270 2,370	14,460 9,070 7,560 2,370	11,570 6,040 2,180 1,900	5,780 5,780 3,010 950
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	157,850 88,800 37,380 30,480	17,790 14,820 6,330 2,450	11,860 14,820 6,330 2,450	9,930 7,560 3,160 810	5,920 5,920 3,010 950
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,770 85,720 34,300 27,400	17,720 9,130 3,330 2,510	14,420 7,610 6,080 2,090	11,610 7,610 6,080 1,670	5,800 5,800 3,030 830
161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	157,270 88,220 36,800 27,400	17,720 9,430 3,630 2,510	14,760 7,860 6,280 2,220	11,810 7,860 6,280 2,220	5,900 5,900 3,030 830
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,380 85,330 33,910 27,010	17,370 9,080 3,280 2,460	14,470 7,570 6,050 2,340	11,580 7,570 6,050 1,870	5,790 5,790 3,020 930
171人 以上	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	156,740 87,690 36,270 29,370	17,650 9,360 3,560 2,740	14,710 7,810 2,980 2,290	11,770 6,240 2,380 1,830	5,880 5,880 1,090 910
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,010 84,960 33,540 26,640	17,330 9,040 3,240 2,420	14,430 7,530 2,700 2,010	11,550 6,020 2,160 1,610	5,770 5,770 3,000 800
31人 から 40人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	181,360 94,960 33,540 26,640	20,600 9,040 3,240 2,420	17,170 7,530 2,700 2,010	13,740 6,020 2,160 1,610	6,860 6,860 3,000 800
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	169,350 101,900 51,610 44,870	19,160 11,070 5,400 3,840	15,970 9,230 4,500 3,070	12,780 7,380 3,680 1,790	6,380 6,380 3,070 1,530
12/100 地域	設置	1 2 3 4 歳以上	児 児 児 児 児	63,620 56,880 51,610 44,730	5,710 5,040 4,030 4,400	4,560 4,030 2,010 8,340	2,270 2,010 1,070 4,160	2,260 2,000 4,010 4,140
		1 2 3 4 歳以上	児 児 児 児 児	168,730 101,550 51,440 44,730	19,100 11,030 5,390 4,590	168,730 101,550 51,440 44,730	12,730 7,350 4,190 3,820	6,360 3,670 1,790 1,530

131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	157,720 88,940 9,520 3,740	17,770 88,940 9,520 3,110	14,810 7,930 6,350 2,430	11,850 6,350 3,170 1,240	5,920 3,170 3,170 970
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,220 85,440 9,100 3,420	17,350 85,440 9,100 3,420	11,560 14,460 11,560 14,460	5,780 6,060 3,030 2,100	5,780 3,030 3,030 970
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	157,020 88,240 9,440 3,660	17,690 88,240 9,440 3,660	14,740 11,790 11,790 11,790	12,760 6,290 6,290 2,440	5,890 3,140 3,140 1,210
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	153,750 84,970 9,040 3,260	17,290 84,970 9,040 3,260	14,420 11,530 11,530 11,530	12,720 6,030 6,030 2,180	5,760 3,010 3,010 1,080
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	157,270 88,490 9,470 3,690	17,720 88,490 9,470 3,690	14,440 11,810 11,810 11,810	12,720 6,310 6,310 2,460	5,900 3,150 3,150 1,220
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	154,210 85,430 9,100 2,500	17,350 85,430 9,100 2,500	14,460 11,560 11,560 11,560	12,720 6,060 6,060 1,660	5,780 3,030 3,030 830
161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	156,700 87,920 9,320 2,500	17,650 87,920 9,320 2,500	14,420 11,760 11,760 11,760	12,720 6,260 6,260 2,210	5,880 3,130 3,130 1,200
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	153,810 86,930 9,270 2,500	17,300 86,930 9,270 2,500	14,420 11,530 11,530 11,530	12,720 6,030 6,030 2,180	5,760 3,010 3,010 1,080
171人 以上	設置	乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	156,170 87,390 9,320 2,500	17,350 87,390 9,320 2,500	14,450 11,780 11,780 11,780	12,730 6,220 6,220 2,370	5,860 3,110 3,110 1,180
		乳 1、2歳 児 3 4歳以上	児 児 児 児	156,170 87,390 9,320 2,500	17,350 87,390 9,320 2,500	14,450 11,780 11,780 11,780	12,730 6,220 6,220 2,370	5,860 3,110 3,110 1,180
31人 から 40人 まで	設置	1 2 3 4 歳以上	児 児 児 児 児	153,440 84,660 9,320 2,410	17,260 84,660 9,320 2,410	14,390 11,500 11,500 11,500	12,730 6,000 6,000 2,150	5,750 3,000 3,000 1,070
		1 2 3 4 歳以上	児 児 児 児 児	153,440 84,660 9,320 2,410	17,260 84,660 9,320 2,410	14,390 11,500 11,500 11,500	12,730 6,000 6,000 2,010	5,750 3,000 3,000 800
12/100 地域	設置	1 2 3 4 歳以上	児 児 児 児 児	168,730 101,550 51,440 44,730	19,100 11,030 5,390 4,590	168,730 101,550 51,440 44,730	12,730 7,350 4,190 3,820	6,360 3,670 1,790 1,530
		1 2 3 4 歳以上	児 児 児 児 児	168,730 101,550 51,440 44,730	19,100 11,030 5,390 4,590	168,730 101,550 51,440 44,730	12,730 7,350 4,190 3,820	6,360 3,670 1,790 1,530

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
41人から50人まで	41人から50人まで	41人から50人まで	41人から50人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児
179,210 111,760 12,260 10,210	16,950 8,170 8,170 4,080	13,570 6,390 6,390 4,080	6,780 4,190 2,190 4,390
54,730 54,730 5,790 5,790	5,490 5,490 4,820 4,820	6,590 6,590 3,860 3,860	6,190 6,190 1,930 1,930
169,610 102,160 11,100 51,870	19,190 4,530 9,250 4,630	15,990 4,530 7,400 3,860	12,800 3,620 6,390 3,090
173,330 105,880 11,550 55,590	19,640 4,580 13,100 4,900	16,360 4,900 6,540 3,920	12,840 3,840 9,620 1,950
165,330 97,880 10,580 48,850	18,680 10,590 8,820 4,230	15,560 12,460 8,820 3,280	12,460 6,220 7,060 3,390
47,590 47,590 4,920 40,850	47,590 4,920 4,100 3,430	47,590 4,120 3,750 3,430	4,120 3,750 1,690 1,690
169,210 101,760 11,060 51,470	19,150 44,610 9,210 5,390	15,990 4,560 7,370 3,680	12,770 6,380 7,370 3,590
162,350 94,900 10,230 37,870	18,320 44,610 8,530 3,760	15,270 4,560 8,530 3,140	12,220 6,100 6,820 2,510
44,610 44,610 3,810 37,870	44,610 4,610 3,040 3,140	44,610 4,610 3,040 3,140	44,610 4,610 3,040 3,140
166,160 98,710 10,690 41,680	18,780 8,910 7,120 5,210	15,650 8,910 7,120 5,210	12,520 6,250 3,550 2,510
92,710 42,420 5,020 41,680	9,970 4,300 5,020 41,680	9,970 4,300 5,020 41,680	8,310 3,590 3,590 2,810
160,160 92,710 42,420 35,680	18,060 8,310 4,300 3,500	18,060 8,310 4,300 3,500	15,050 6,640 2,860 2,920
46,010 46,010 4,730 39,270	46,010 4,730 3,930 3,930	46,010 4,730 3,150 3,280	4,040 3,310 1,420 2,330
158,420 90,970 40,680 33,940	17,850 9,760 4,090 3,290	17,850 9,760 4,090 3,290	15,410 8,670 3,460 2,740
91人から100人まで	91人から100人まで	91人から100人まで	91人から100人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児
158,960 91,510 40,680 33,940	17,920 9,190 4,090 3,290	14,930 8,190 4,090 3,290	11,900 6,550 3,240 2,190
154,160 86,710 36,420 29,680	17,340 9,250 3,580 2,780	14,450 7,710 2,380 1,800	11,560 6,160 3,070 2,320

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
41人から50人まで	41人から50人まで	41人から50人まで	41人から50人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児
179,210 111,760 12,260 10,210	20,350 16,950 10,210 8,170	16,950 8,170 8,170 4,080	13,570 6,390 6,390 4,080
54,730 54,730 5,790 5,790	5,490 5,490 4,820 4,820	6,590 6,590 3,860 3,860	6,190 6,190 1,930 1,930
169,610 102,160 11,100 51,870	19,190 4,530 9,250 4,630	15,990 4,530 7,400 3,860	12,800 3,620 6,390 3,090
173,330 105,880 11,550 55,590	19,640 4,580 13,100 4,900	16,360 4,900 6,540 3,920	12,840 3,840 9,620 1,950
165,330 97,880 10,580 48,850	18,680 10,590 8,820 4,230	15,560 12,460 8,820 3,280	12,460 6,220 7,060 3,390
47,590 47,590 4,920 40,850	47,590 4,920 4,100 3,430	47,590 4,120 3,750 3,430	4,120 3,750 1,690 1,690
169,210 101,760 11,060 51,470	19,150 44,610 9,210 5,390	15,990 4,560 7,370 3,680	12,770 6,380 7,370 3,590
162,350 94,900 10,230 37,870	18,320 44,610 8,530 3,760	15,270 4,560 8,530 3,140	12,220 6,100 6,820 2,510
44,610 44,610 3,810 37,870	44,610 4,610 3,040 3,140	44,610 4,610 3,040 3,140	44,610 4,610 3,040 3,140
166,160 98,710 10,690 41,680	18,780 8,910 7,120 5,210	15,650 8,910 7,120 5,210	12,520 6,250 3,550 2,510
92,710 42,420 5,020 41,680	9,970 4,300 5,020 41,680	9,970 4,300 5,020 41,680	8,310 3,590 3,590 2,810
160,160 92,710 42,420 35,680	18,060 8,310 4,300 3,500	18,060 8,310 4,300 3,500	15,050 6,640 2,860 2,920
46,010 46,010 4,730 39,270	46,010 4,730 3,930 3,930	46,010 4,730 3,150 3,280	4,040 3,310 1,420 2,330
158,420 90,970 40,680 33,940	17,850 9,760 4,090 3,290	17,850 9,760 4,090 3,290	15,410 8,670 3,460 2,740
91人から100人まで	91人から100人まで	91人から100人まで	91人から100人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児
158,960 91,510 40,680 33,940	17,920 9,190 4,090 3,290	14,930 8,190 4,090 3,290	11,900 6,550 3,240 2,190
154,160 86,710 36,420 29,680	17,340 9,250 3,580 2,780	14,450 7,710 2,380 1,800	11,560 6,160 3,070 2,320

## 改正後

## 改正前

101人 から 110人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	157,680 90,230 39,940 33,200	17,760 9,670 4,000 3,200	14,800 8,060 3,340 2,670	11,840 6,440 2,660 2,130	5,910 3,210 1,320 1,060
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	153,310 95,860 35,570 28,830	17,240 9,150 3,480 2,680	14,360 7,620 2,900 2,230	11,490 6,090 1,500 1,780	5,740 3,040 1,060 890
111人 から 120人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	156,580 89,130 38,840 32,100	17,630 9,540 3,870 3,070	14,690 7,950 2,580 2,560	11,760 6,360 1,280 1,020	5,870 3,170 2,050 2,050
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	152,570 85,120 34,830 28,090	17,150 9,060 3,390 2,590	14,290 7,550 2,830 2,160	11,440 6,040 1,200 1,730	5,710 3,010 1,020 860
121人 から 130人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	155,640 88,190 37,900 31,160	17,520 9,430 3,760 2,960	14,660 7,860 3,140 2,470	11,680 6,280 2,500 2,160	5,830 3,130 1,240 980
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,950 84,500 34,210 27,470	17,080 8,990 3,320 2,520	14,230 7,490 2,770 2,100	11,390 5,690 2,210 1,680	5,690 2,990 1,000 840
131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	154,870 87,420 37,130 30,390	17,430 9,340 3,670 2,870	14,520 7,780 3,060 2,440	11,620 6,220 2,390 1,910	5,800 3,100 950 950
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,440 83,990 33,700 26,960	17,020 8,930 3,260 2,460	14,180 7,440 2,720 2,050	11,350 5,950 2,170 1,640	5,670 2,970 1,080 820
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	154,180 86,730 36,440 29,700	17,340 9,250 3,580 2,780	14,450 7,250 3,580 2,320	11,560 6,160 1,850 1,850	5,770 3,070 1,080 920
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	150,980 83,530 33,240 26,500	16,960 8,870 3,240 2,400	14,30 7,110 2,990 2,000	11,310 5,650 1,180 1,060	5,650 2,950 1,180 800
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	154,450 87,000 33,240 26,500	17,380 9,290 3,240 2,400	14,480 7,740 2,670 2,000	11,590 5,790 2,130 1,600	5,790 3,090 1,060 800
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,450 84,000 33,710 26,970	17,020 8,930 3,260 2,460	14,180 7,440 2,170 2,050	11,350 5,950 1,080 820	5,670 2,970 1,080 820

101人 から 110人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	157,680 90,230 39,940 33,200	17,760 9,670 4,000 3,200	14,800 8,060 3,340 2,670	11,840 6,440 2,660 2,130	5,910 3,210 1,320 1,060
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	153,310 95,860 35,570 28,830	17,240 9,150 3,480 2,680	14,360 7,620 2,900 2,230	11,490 6,090 1,500 1,780	5,740 3,040 1,060 890
111人 から 120人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	156,580 89,130 38,840 32,100	17,630 9,540 3,870 3,070	14,690 7,950 2,580 2,560	11,760 6,360 1,280 1,020	5,870 3,170 2,050 2,050
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	152,570 85,120 34,830 28,090	17,150 9,060 3,390 2,590	14,290 7,550 2,830 2,160	11,440 6,040 1,200 1,730	5,710 3,010 1,020 860
121人 から 130人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	155,640 88,190 37,900 31,160	17,520 9,430 3,760 2,960	14,660 7,860 3,140 2,470	11,680 6,280 2,500 2,160	5,830 3,130 1,240 980
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,950 84,500 34,210 27,470	17,080 8,990 3,320 2,520	14,230 7,490 2,770 2,100	11,390 5,690 2,210 1,680	5,690 2,990 1,000 840
131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	154,870 87,420 37,130 30,390	17,430 9,340 3,670 2,870	14,520 7,780 3,060 2,440	11,620 6,220 2,390 1,910	5,800 3,100 950 950
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,440 83,990 33,700 26,960	17,020 8,930 3,260 2,460	14,180 7,440 2,720 2,050	11,350 5,950 2,170 1,640	5,670 2,970 1,080 820
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	154,180 86,730 36,440 29,700	17,340 9,250 3,580 2,780	14,450 7,250 3,580 2,320	11,560 6,160 1,850 1,850	5,770 3,070 1,080 920
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	150,980 83,530 33,240 26,500	16,960 8,870 3,240 2,400	14,30 7,110 2,990 2,000	11,310 5,650 1,180 1,060	5,650 2,950 1,060 800
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	154,450 87,000 33,240 26,500	17,380 9,290 3,240 2,400	14,480 7,740 2,670 2,000	11,590 5,790 2,130 1,600	5,790 3,090 1,060 800
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,450 84,000 33,710 26,970	17,020 8,930 3,260 2,460	14,180 7,440 2,170 2,050	11,350 5,950 1,080 820	5,670 2,970 1,080 820

## 改正後

## 改正前

161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 153,880 86,430	17,310	14,420	11,540	5,760	161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 153,320 86,140	17,250	14,370	11,490	5,740
		3 2,550 36,140	9,220 2,960	7,680 2,360	6,140 1,170	3,060 2,360	1,170 910			3 2,950 3,540	7,650 2,740	9,180 2,280	6,110 1,170	3,050 910	
171人 以上	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 151,060 83,610	16,970	14,140	11,310	5,650			1 3 4 児児 2,750 2,290 1,830	児 150,510 83,330	16,910 33,220	14,090 3,200	11,270 2,670	5,630 2,130
		3 3,210 2,410	8,880 2,410	7,400 2,010	5,910 1,600	2,680 800	2,130 1,060	1,060 800		3 2,650 2,410	16,910 2,400	14,090 2,000	11,270 1,600	5,630 1,060	
31人 から 40人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 153,360 85,910	17,250	14,370	11,500	5,740	1 3 4 児児 35,620 3,490		児 152,800 85,620	17,190 9,120	14,320 7,600	11,450 6,070	5,720 3,030	
		3 3,210 2,410	8,880 2,410	2,690 2,410	9,160 7,360	7,630 5,890	6,100 2,940	3,040 1,500		1 3 4 児児 35,620 3,490	152,800 85,620	17,190 9,120	14,320 7,600	11,450 6,070	5,720 3,030
41人 から 50人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 150,700 83,250	16,930	14,100	11,290	5,640	1 3 4 児児 32,960 3,170		児 150,150 82,970	17,190 8,800	14,320 7,330	11,450 5,860	5,720 2,920	
		3 3,210 2,410	8,840 2,410	2,690 2,410	9,160 7,360	7,630 5,890	6,100 2,940	3,040 1,500		1 3 4 児児 32,960 3,170	150,150 82,970	17,190 8,800	14,320 7,330	11,450 5,860	5,720 2,920
51人 から 60人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 166,850 100,480	18,870	15,720	12,570	6,280	1 3 4 児児 50,930 5,330		児 166,250 100,140	18,800 50,780	14,320 5,310	11,450 4,470	5,720 2,230	
		3 3,210 2,410	100,480 5,330	9,080 4,440	16,900 5,620	10,260 4,500	8,210 2,440	4,100 2,240		1 3 4 児児 50,930 5,330	166,250 100,140	18,800 50,780	14,320 5,310	11,450 4,470	5,720 2,230
61人 から 70人 まで	未設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 166,850 104,370	18,390	15,320	12,250	6,130	1 3 4 児児 54,820 5,180		児 162,290 9,470	16,110 7,570	12,250 3,780	9,430 5,770	5,720 2,230	
		3 3,210 2,410	104,370 5,180	10,940 5,360	18,900 4,460	12,780 3,570	9,100 3,570	7,280 1,780		1 3 4 児児 54,820 5,180	162,290 9,470	16,110 7,570	12,250 3,780	9,430 5,770	5,720 2,230

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	163,680 18,490 10,530 8,760 7,010 3,500	12,320 15,400 10,530 4,950 4,120 3,300	6,150 15,400 10,530 4,950 4,120 3,300
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	1,170 9,820 8,170 6,540 5,920 3,270	1,640 1,380 1,380 1,410 1,410 1,380	1,640 1,380 1,380 1,410 1,410 1,380
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	17,790 14,810 9,170 8,170 6,540 5,920	17,790 14,810 9,170 8,170 6,540 5,920	157,210 14,720 9,170 8,170 6,540 5,920
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	161,310 10,240 94,940 45,390 4,660 3,880	161,310 10,240 94,940 45,390 4,660 3,880	91,100 41,170 35,240 3,450 2,870 2,300
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	38,760 3,870 89,700 40,150 4,030 3,240	38,760 3,870 89,700 40,150 4,030 3,240	1,170 9,610 8,000 6,400 3,200 2,160
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	156,070 17,570 17,570 11,710 5,850 3,220	156,070 17,570 17,570 11,710 5,850 3,220	14,640 11,710 11,710 8,000 6,400 2,580
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	33,520 3,240 90,240 40,690 4,100 3,310	33,520 3,240 90,240 40,690 4,100 3,310	40,150 4,030 3,360 2,360 2,730 2,200
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	156,610 17,640 17,640 11,750 5,870 3,240	156,610 17,640 17,640 11,750 5,870 3,240	9,680 8,060 8,060 6,440 3,220 2,160
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	90,240 9,680 40,690 34,060 3,530 2,740	90,240 9,680 40,690 34,060 3,530 2,740	40,150 4,030 3,360 3,310 2,950 2,280
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	151,900 17,070 17,070 14,220 5,680 3,030	151,900 17,070 17,070 14,220 5,680 3,030	9,110 9,530 9,530 7,580 6,070 3,030
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	88,980 9,530 35,980 29,350 2,740 1,830	88,980 9,530 35,980 29,350 2,740 1,830	3,170 3,170 3,170 2,630 2,360 1,700
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	155,350 17,490 17,490 14,570 5,820 3,030	155,350 17,490 17,490 14,570 5,820 3,030	9,530 9,530 9,530 7,930 6,340 3,030
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	39,430 32,800 32,800 31,970 2,630 1,050	39,430 32,800 32,800 31,970 2,630 1,050	2,360 2,360 2,360 2,100 1,630 1,050
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	151,060 84,690 35,140 28,510 3,160 2,100	151,060 84,690 35,140 28,510 3,160 2,100	16,970 9,010 3,430 2,640 2,640 1,050
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	16,970 7,500 6,000 2,860 2,290 1,400	16,970 7,500 6,000 2,860 2,290 1,400	11,310 7,500 6,000 2,860 2,290 1,400
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	154,260 87,890 38,340 31,710 150,330 16,880	154,260 87,890 38,340 31,710 150,330 16,880	14,460 9,400 3,820 3,030 14,460 11,570
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	83,960 34,410 27,780 27,780 9,280 7,730	83,960 34,410 27,780 27,780 9,280 7,730	8,920 2,790 2,550 2,520 5,940 5,940
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	153,340 86,970 37,420 30,790 9,280 7,730	153,340 86,970 37,420 30,790 9,280 7,730	10,070 2,470 1,230 1,230 3,090 3,090
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	149,720 16,810 14,010 11,200 8,850 7,370	149,720 16,810 14,010 11,200 8,850 7,370	11,940 1,940 970 1,700 5,890 2,180
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	83,350 33,800 27,170 27,170 9,280 820	83,350 33,800 27,170 27,170 9,280 820	8,850 2,270 1,080 1,080 5,890 820
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	設置	設置	設置
未設置	未設置	未設置	未設置

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	163,680 18,490 10,530 8,760 7,010 3,500	12,320 15,400 10,530 4,950 4,120 3,300	6,150 15,400 10,530 4,950 4,120 3,300
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	1,170 9,820 8,170 6,540 5,920 3,270	1,640 1,380 1,380 1,410 1,410 1,380	1,640 1,380 1,380 1,410 1,410 1,380
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	157,790 14,810 9,170 8,170 6,540 5,920	157,790 14,810 9,170 8,170 6,540 5,920	91,100 41,170 35,130 3,440 2,230 2,230
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	161,310 10,240 94,940 45,390 4,660 3,880	161,310 10,240 94,940 45,390 4,660 3,880	94,610 1,230 1,230 1,230 1,230 1,230
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	38,760 3,870 89,700 40,150 4,030 3,240	38,760 3,870 89,700 40,150 4,030 3,240	1,170 9,610 8,000 6,400 3,200 2,160
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	156,070 17,570 17,570 11,710 5,850 3,220	156,070 17,570 17,570 11,710 5,850 3,220	14,640 11,710 11,710 8,000 6,400 2,580
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	33,520 3,240 90,240 40,690 4,100 3,310	33,520 3,240 90,240 40,690 4,100 3,310	40,150 4,030 3,360 3,310 2,950 2,280
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	156,610 17,640 17,640 11,750 5,870 3,240	156,610 17,640 17,640 11,750 5,870 3,240	9,680 8,060 8,060 6,440 3,220 2,160
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	90,240 9,680 40,690 34,060 3,530 2,740	90,240 9,680 40,690 34,060 3,530 2,740	40,150 4,030 3,360 3,310 2,950 2,280
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	151,900 17,070 17,070 14,220 5,680 3,030	151,900 17,070 17,070 14,220 5,680 3,030	9,110 9,530 9,530 7,580 6,070 3,030
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	88,980 9,530 35,980 29,350 2,740 1,830	88,980 9,530 35,980 29,350 2,740 1,830	3,170 3,170 3,170 2,630 2,360 1,700
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	155,350 17,490 17,490 14,570 5,820 3,030	155,350 17,490 17,490 14,570 5,820 3,030	9,530 9,530 9,530 7,930 6,340 3,030
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	39,430 32,800 32,800 31,970 2,630 1,050	39,430 32,800 32,800 31,970 2,630 1,050	2,360 2,360 2,360 2,100 1,630 1,050
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	151,060 84,690 35,140 28,510 3,160 2,100	151,060 84,690 35,140 28,510 3,160 2,100	16,970 9,010 3,430 2,640 2,640 1,050
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	16,970 7,500 6,000 2,860 2,290 1,400	16,970 7,500 6,000 2,860 2,290 1,400	11,310 7,500 6,000 2,860 2,290 1,400
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	154,260 87,890 38,340 31,710 150,330 16,880	154,260 87,890 38,340 31,710 150,330 16,880	14,460 9,400 3,820 3,030 14,460 11,570
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	83,960 34,410 27,780 27,780 9,280 7,730	83,960 34,410 27,780 27,780 9,280 7,730	8,920 2,790 2,550 2,520 5,940 5,940
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	153,340 86,970 37,420 30,790 9,280 7,730	153,340 86,970 37,420 30,790 9,280 7,730	10,070 2,470 1,230 1,230 3,090 3,090
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	149,720 16,810 14,010 11,200 8,850 7,370	149,720 16,810 14,010 11,200 8,850 7,370	11,940 1,940 970 1,700 5,890 2,180
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	83,350 33,800 27,170 27,170 9,280 820	83,350 33,800 27,170 27,170 9,280 820	8,850 2,270 1,080 1,080 5,890 820
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	設置	設置	設置
未設置	未設置	未設置	未設置



		改正前									
		設置					未設置				
年齢	性別	乳		1、2歳		3歳以上		乳		1、2歳	
		1	2	児	児	児	児	1	2	児	児
41人 から 50人 まで	4歳以上	173,850 108,550 59,760 33,230	19,710 9,890 6,390 4,260	16,420 7,910 5,320 3,740	13,140 3,950 2,130 1,870	6,570 3,950 2,130 1,870	173,210 108,170 59,550 33,050	19,630 11,830 9,850 7,880	16,350 9,850 7,880 3,940	13,080 9,850 7,880 3,940	6,540 3,940 2,120 1,860
51人 から 60人 まで	4歳以上	164,590 99,290 10,760 43,970	18,600 10,490 8,970 4,500	15,500 12,400 7,170 3,000	6,200 6,200 3,580 1,500	6,570 3,950 2,130 1,870	163,990 98,950 10,720 43,830	18,520 15,430 10,720 8,730	12,340 12,340 7,140 7,140	16,170 6,170 3,570 3,570	6,170 6,170 3,570 3,570
61人 から 70人 まで	4歳以上	168,150 102,850 11,180 54,060	19,020 10,260 9,320 5,700	15,850 12,680 9,320 4,750	6,340 6,340 3,800 1,900	6,570 3,950 2,130 1,870	167,540 102,500 11,140 53,880	18,940 102,500 9,290 5,680	12,630 12,630 7,430 4,740	6,310 6,310 3,710 3,710	6,310 6,310 3,710 3,710
71人 から 80人 まで	4歳以上	160,430 95,130 10,260 46,340	18,100 10,260 10,260 4,780	15,080 12,060 8,550 3,980	6,030 6,030 3,410 1,590	6,570 3,950 2,130 1,870	159,850 94,810 10,220 46,190	18,020 94,810 10,220 4,760	15,020 8,520 6,810 3,970	12,010 12,010 6,810 3,170	6,000 6,000 3,400 1,580
81人 から 90人 まで	4歳以上	164,540 98,860 10,700 50,070	17,750 12,360 8,920 5,220	14,790 12,060 7,130 4,350	5,910 3,290 3,560 3,480	6,570 3,950 2,130 1,740	163,550 98,510 10,670 4,310	18,470 98,510 8,890 5,210	15,390 8,890 7,110 4,340	12,310 12,310 7,110 7,110	6,150 6,150 3,550 3,550
91人 から 100人 まで	4歳以上	161,540 92,240 9,910 43,450	17,750 12,360 8,920 5,220	14,790 12,060 7,130 4,350	5,910 3,290 3,560 3,480	6,570 3,950 2,130 1,740	162,390 91,930 10,670 4,310	18,470 91,930 8,890 5,210	15,390 8,890 7,110 4,340	12,310 12,310 7,110 7,110	6,150 6,150 3,550 3,550

## 改正後

## 改正前

101人 から 110人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	153,020 87,720 3,370 38,930	17,210 7,810 6,240 2,590	14,340 7,810 6,240 2,590	11,470 5,730 3,110 1,290
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	148,810 83,510 3,390 2,860	16,700 13,920 2,250 1,730	11,130 5,900 2,250 1,730	10,030 1,030 1,030 1,030
111人 から 120人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,950 86,650 3,760 31,330	17,080 9,240 3,130 2,480	14,230 7,700 6,150 5,540	11,380 6,080 3,070 2,500
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	148,090 82,790 34,000 27,470	16,620 8,780 3,300 2,520	13,850 7,320 5,850 5,520	11,080 2,920 2,200 1,100
121人 から 130人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,040 85,740 36,950 30,420	16,970 9,130 3,650 2,870	14,140 7,610 3,040 2,390	11,310 6,080 3,030 2,100
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	147,480 82,180 33,390 26,860	16,540 8,700 3,220 2,440	13,780 7,250 5,800 5,620	11,030 5,510 2,890 2,890
131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	150,290 84,990 36,200 29,670	16,880 9,040 3,560 2,780	14,070 7,540 6,020 5,620	11,250 7,250 3,000 1,800
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	146,990 81,690 32,900 26,370	16,480 8,640 3,160 2,380	13,740 7,210 5,760 5,490	10,990 2,870 2,110 1,050
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	149,620 84,320 35,530 29,000	16,800 8,960 3,480 2,700	14,000 7,470 2,900 2,250	11,200 5,970 1,800 1,600
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	146,540 81,240 32,450 25,920	16,430 8,590 3,110 2,330	13,690 7,160 2,590 1,940	10,950 5,470 1,030 770
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	149,910 84,610 35,820 29,290	16,830 8,990 3,510 2,730	14,030 7,500 2,930 2,280	11,220 5,610 1,170 1,030
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	147,010 81,710 32,920 26,390	16,490 8,650 3,170 2,390	13,740 7,210 2,640 1,990	10,990 5,490 1,050 790

101人 から 110人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	152,460 87,420 3,340 38,800	17,140 14,280 9,340 3,230	11,420 6,220 2,580 2,380	5,710 3,110 1,290 1,030
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	148,810 83,510 3,390 2,860	16,700 13,920 2,250 1,730	11,130 5,900 2,250 1,730	10,030 1,030 1,030 1,030
111人 から 120人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,950 86,650 3,760 31,330	17,080 9,240 3,130 2,480	14,230 7,700 6,150 5,540	11,380 6,080 3,070 2,500
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	148,090 82,790 34,000 27,470	16,620 8,780 3,300 2,520	13,850 7,320 5,850 5,520	11,080 2,920 2,200 1,100
121人 から 130人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	151,040 85,740 36,950 30,420	16,970 9,130 3,650 2,870	14,140 7,610 3,040 2,390	11,310 6,080 3,030 2,420
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	147,480 82,180 33,390 26,860	16,540 8,700 3,220 2,440	13,780 7,250 5,800 5,620	11,030 5,510 2,910 1,090
131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	150,290 84,990 36,200 29,670	16,880 9,040 3,560 2,780	14,070 7,540 6,020 5,620	11,250 5,630 3,030 2,420
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	146,990 81,690 32,900 26,370	16,480 8,640 3,160 2,380	13,740 7,210 5,760 5,490	10,990 2,870 2,110 1,050
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	149,620 84,320 35,530 29,000	16,800 8,960 3,480 2,700	14,000 7,470 2,900 2,250	11,200 5,970 1,800 1,600
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	146,540 81,240 32,450 25,920	16,430 8,590 3,110 2,330	13,690 7,160 2,590 1,940	10,950 5,470 1,030 770
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	149,910 84,610 35,820 29,290	16,830 8,990 3,510 2,730	14,030 7,500 2,930 2,280	11,220 5,610 2,380 2,030
		乳 1、2歳 3歳以上 4歳以上	児 児 児 児	147,010 81,710 32,920 26,390	16,490 8,650 3,170 2,390	13,740 7,210 2,640 1,990	10,990 5,490 1,050 790

## 改正後

## 改正前

161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 149,360 84,060 3,450 35,270 28,740	16,770 8,930 2,300 2,870 2,220	13,970 5,950 2,970 2,970 1,150	11,180 5,950 2,970 2,970 1,150	5,590	
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 146,630 81,330 32,540 26,010 28,230	16,440 8,600 5,120 2,340 2,610	13,700 7,170 5,730 1,560 2,170	10,960 5,480 2,080 1,040 5,460	2,860 1,480 1,480 780 870	2,970 2,970 2,970 2,970 2,970
171人 以上	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 148,850 83,550 34,760 28,230	16,710 8,870 3,390 2,610	13,920 7,390 2,820 2,170	11,140 5,910 2,950 1,740	5,570 2,950 2,950 870	2,970 2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 146,280 80,980 32,190	16,400 8,560 3,080	13,660 7,130 2,560	10,930 5,700 2,050	5,460 2,840 1,020	2,970 2,970 2,970
31人 から 40人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 173,220 108,990 11,920	19,630 11,920 9,930	16,360 7,950 5,950	11,080 4,310 3,440	5,540 2,970 2,170	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 161,860 97,630 49,590	18,270 10,560 5,170	12,170 8,040 4,350	8,080 3,510 2,170	6,080 3,510 1,920	2,970 2,970 2,970
41人 から 50人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 171,170 106,940 58,900	19,390 11,680 6,290	12,190 8,890 5,240	8,930 7,040 4,190	6,460 3,510 2,090	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 162,080 97,850 52,480	18,300 10,590 5,520	15,250 8,820 4,600	12,190 7,060 3,680	6,090 3,520 1,840	2,970 2,970 2,970
51人 から 60人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 101,330 53,290 43,390	11,000 5,610 4,430	9,170 4,680 3,740	3,660 1,860 1,610	6,230 3,660 2,950	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 157,990 93,760 53,290	17,810 10,100 5,610	14,840 8,410 4,840	11,860 6,730 4,040	5,930 3,360 3,230	2,970 2,970 2,970
61人 から 70人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 161,630 45,720 39,300	18,240 4,710 3,940	15,200 4,370 3,280	12,150 3,740 2,620	6,070 1,450 1,310	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 97,400 42,940 90,910	10,530 4,370 4,360	8,770 3,640 3,280	7,020 2,910 2,900	3,500 1,450 1,440	2,970 2,970 2,970

161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 149,360 84,060 3,450 35,270 28,740	16,770 8,930 2,300 2,870 2,220	13,970 5,950 2,970 2,970 1,150	5,590		
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 146,630 81,330 32,540 26,010 28,230	16,440 8,600 5,120 2,340 2,610	13,700 7,170 5,730 1,560 2,170	10,960 5,480 2,080 1,040 5,460	2,970 2,970 2,970 2,970 2,970	
171人 以上	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 148,850 83,550 34,760 28,230	16,710 8,870 3,390 2,610	13,920 7,390 2,820 2,170	11,140 5,910 2,950 1,740	5,570 2,950 2,950 870	2,970 2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 146,280 80,980 32,190	16,400 8,560 3,080	13,660 7,130 2,560	10,930 5,700 2,050	5,460 2,840 1,020	2,970 2,970 2,970
31人 から 40人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 173,220 108,990 11,920	19,630 11,920 9,930	16,360 7,950 5,950	11,080 4,310 3,440	5,540 2,970 2,170	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 161,860 97,630 49,590	18,270 10,560 5,170	12,170 8,040 4,350	8,080 3,510 2,170	6,080 3,510 1,920	2,970 2,970 2,970
41人 から 50人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 171,170 106,940 58,900	19,390 11,680 6,290	12,190 8,890 5,240	8,930 7,040 4,190	6,460 3,510 2,090	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 162,080 97,850 52,480	18,300 10,590 5,520	15,250 8,820 4,600	12,190 7,060 3,680	6,090 3,520 1,840	2,970 2,970 2,970
51人 から 60人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 101,330 53,290 43,390	11,000 5,610 4,430	9,170 4,680 3,740	3,660 1,860 1,610	6,230 3,660 2,950	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 157,990 93,760 53,290	17,810 10,100 5,610	14,840 8,410 4,840	11,860 6,730 4,040	5,930 3,360 3,230	2,970 2,970 2,970
61人 から 70人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 161,630 45,720 39,300	18,240 4,710 3,940	15,200 4,370 3,280	12,150 3,740 2,620	6,070 1,450 1,310	2,970 2,970 2,970
		乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 97,400 42,940 90,910	10,530 4,370 4,360	8,770 3,640 3,280	7,020 2,910 2,900	3,500 1,450 1,440	2,970 2,970 2,970

## 改正後

## 改正前

71人 から 80人 まで	設 置	乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 158,730 94,500 10,180 8,480	17,890 14,910 11,920 5,960	14,910 8,480 6,790 3,390	11,920 14,910 10,150 5,960	14,850 8,450 6,760 3,370	11,880 8,450 6,760 3,370
		乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 153,050 88,820 40,040 4,020	17,210 14,340 11,340 3,350	14,340 7,910 6,340 2,680	11,470 5,730 3,160 1,340	152,490 88,510 46,300 4,010	14,280 9,470 4,090 3,340
81人 から 90人 まで	設 置	乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 156,430 92,200 44,160 4,160	17,620 14,680 11,740 3,750	14,680 8,250 6,610 3,300	5,870 1,500 1,500 1,250	155,860 91,880 44,010 4,490	14,540 14,620 11,700 3,740
		乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 151,380 92,150 44,150 4,150	17,010 9,300 3,910 3,910	14,180 7,750 3,120 2,600	11,330 6,200 2,090 1,290	5,660 1,500 1,040 1,040	150,830 86,850 38,980 32,590
91人 から 100人 まで	設 置	乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 151,920 87,690 39,650 33,230	17,080 9,370 3,980 3,210	14,230 7,800 6,250 2,670	11,380 5,690 3,120 2,090	5,690 1,250 1,250 1,070	151,370 87,390 39,520 33,130
		乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 147,370 83,140 35,100 28,680	16,530 8,820 3,430 2,660	13,780 7,350 2,860 2,220	11,010 5,880 2,930 1,770	5,500 2,930 1,130 880	146,850 82,870 35,000 28,610
101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 150,690 86,460 38,420 32,000	16,930 9,220 3,830 3,060	14,110 7,680 3,190 2,550	11,280 6,150 2,550 2,040	5,640 3,070 1,270 1,020	150,150 86,170 38,300 31,910
		乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 146,560 82,330 34,290 32,000	16,430 8,720 3,330 3,060	13,700 7,270 2,780 2,550	10,950 5,820 2,900 2,040	5,470 2,900 1,100 1,020	146,030 82,050 34,180 31,910
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 149,610 85,410 37,370 30,950	16,800 9,090 3,700 2,930	14,000 7,570 3,080 2,440	11,190 6,060 2,460 1,710	5,590 3,020 1,220 970	149,100 85,120 37,250 30,860
		乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 145,850 81,620 33,580 27,160	16,350 8,640 3,250 2,480	13,620 7,190 2,700 2,060	10,890 5,760 2,870 1,650	5,440 2,870 1,070 820	145,320 81,340 33,470 27,080
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 148,740 84,510 36,470 30,050	16,700 8,990 3,600 2,830	13,910 7,480 2,700 2,250	11,120 5,760 2,160 1,250	5,560 2,990 1,070 820	148,210 84,230 36,360 29,970
		乳 1、2歳 児 3歳以上 4歳以上	児 145,250 81,020 30,580 26,560	16,280 8,570 2,830 2,410	13,560 10,840 5,710 2,110	10,840 5,420 1,050 800	5,420 1,050 800	144,720 80,740 32,870 26,480

		改正前										改正後																								
		131人から 140人まで					131人から 140人まで					141人から 150人まで					141人から 150人まで					151人から 160人まで					151人から 160人まで					161人から 170人まで				
		設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置					
131人から 140人まで	131人から 140人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	148,000 83,770 35,730	児 児 児	16,610 8,900 5,930	13,840 7,410 2,960	11,060 5,930 2,960	5,530	131人から 140人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,210 80,260 35,620	児 児 児	147,470 83,490 35,620	16,540 8,870 2,900	13,780 7,380 2,900	11,030 5,910 2,950	5,510	131人から 140人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,210 80,260 35,620	児 児 児	147,470 83,490 35,620	16,540 8,870 2,900	13,780 7,380 2,900	11,030 5,910 2,950	5,510							
141人から 150人まで	141人から 150人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,760 80,530 32,490	児 児 児	16,220 8,510 3,120	10,800 5,670 2,660	5,400 2,070 1,030	5,400	141人から 150人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,210 80,260 35,620	児 児 児	147,470 83,490 35,620	16,540 8,870 2,900	13,780 7,380 2,900	11,030 5,910 2,950	5,510	141人から 150人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,210 80,260 35,620	児 児 児	147,470 83,490 35,620	16,540 8,870 2,900	13,780 7,380 2,900	11,030 5,910 2,950	5,510							
151人から 160人まで	151人から 160人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,310 80,080 32,040	児 児 児	16,160 8,820 2,660	10,770 5,880 2,280	5,500 2,880 1,130	5,500	151人から 160人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,210 80,260 35,620	児 児 児	146,810 82,830 34,960	16,810 8,790 2,840	13,480 7,320 2,270	10,970 5,850 2,920	5,480	151人から 160人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,210 80,260 35,620	児 児 児	146,810 82,830 34,960	16,810 8,790 2,840	13,480 7,320 2,270	10,970 5,850 2,920	5,480							
161人から 170人まで	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	147,640 83,410 35,370	児 児 児	16,560 8,850 3,460	13,470 7,040 2,880	5,380 2,810 1,010	5,380	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	147,110 83,130 35,260	児 児 児	143,800 79,820 31,950	16,100 8,430 2,530	13,410 7,010 1,010	10,730 5,800 1,010	5,360	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	147,110 83,130 35,260	児 児 児	143,800 79,820 31,950	16,100 8,430 2,530	13,410 7,010 1,010	10,730 5,800 1,010	5,360							
171人以上	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,790 80,560 32,520	児 児 児	16,220 8,510 3,120	10,810 5,400 2,600	5,400 2,080 1,030	5,400	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,280 80,300 32,430	児 児 児	143,280 80,300 32,430	16,150 8,480 3,100	13,460 7,350 2,580	10,770 5,880 2,070	5,380	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,280 80,300 32,430	児 児 児	143,280 80,300 32,430	16,150 8,480 3,100	13,460 7,350 2,580	10,770 5,880 2,070	5,380							
3/100域地	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	147,860 82,820 34,320	児 児 児	16,500 8,790 3,400	13,750 7,320 2,830	5,490 2,920 1,120	5,490	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	146,560 82,580 34,710	児 児 児	147,110 82,820 34,710	16,430 8,380 2,620	13,690 7,380 2,180	10,950 5,830 2,250	5,470	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	146,560 82,580 34,710	児 児 児	146,560 82,580 34,710	16,430 8,380 2,620	13,690 7,380 2,180	10,950 5,830 2,250	5,470							
3/100域地	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,420 80,190 32,150	児 児 児	16,180 8,470 3,080	13,480 7,050 2,560	5,390 2,820 1,020	5,390	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,900 79,920 32,050	児 児 児	143,900 79,920 32,050	16,110 7,030 2,300	13,430 7,030 1,920	10,740 5,620 1,530	5,360	161人から 170人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,900 79,920 32,050	児 児 児	143,900 79,920 32,050	16,110 7,030 2,300	13,430 7,030 1,920	10,740 5,620 1,530	5,360							
3/100域地	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,420 80,190 32,150	児 児 児	16,180 8,470 3,080	13,480 7,050 2,560	5,390 2,820 1,020	5,390	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	146,070 82,090 34,220	児 児 児	146,070 82,090 34,220	16,370 7,200 2,320	13,640 7,240 2,320	10,910 5,790 2,210	5,450	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	146,070 82,090 34,220	児 児 児	146,070 82,090 34,220	16,370 7,200 2,320	13,640 7,240 2,320	10,910 5,790 2,210	5,450							
3/100域地	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,420 80,190 32,150	児 児 児	16,180 8,470 3,080	13,480 7,050 2,560	5,390 2,820 1,020	5,390	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,550 82,090 34,220	児 児 児	143,550 82,090 34,220	16,070 7,000 2,260	13,390 7,240 1,700	10,710 5,790 1,700	5,350	171人以上	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,550 82,090 34,220	児 児 児	143,550 82,090 34,220	16,070 7,000 2,260	13,390 7,240 1,700	10,710 5,790 1,700	5,350							
3/100域地	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,420 80,190 32,150	児 児 児	16,180 8,470 3,080	13,480 7,050 2,560	5,390 2,820 1,020	5,390	31人から 40人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,550 82,090 34,220	児 児 児	143,550 82,090 34,220	16,070 7,000 2,260	13,390 7,240 1,700	10,710 5,790 1,700	5,350	31人から 40人まで	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,550 82,090 34,220	児 児 児	143,550 82,090 34,220	16,070 7,000 2,260	13,390 7,240 1,700	10,710 5,790 1,700	5,350							
3/100域地	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	144,420 80,190 32,150	児 児 児	16,180 8,470 3,080	13,480 7,050 2,560	5,390 2,820 1,020	5,390	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,550 82,090 34,220	児 児 児	143,550 82,090 34,220	16,070 7,000 2,260	13,390 7,240 1,700	10,710 5,790 1,700	5,350	3/100域地	乳 1、2歳 3 4歳以上	設置	143,550 82,090 34,220	児 児 児	143,550 82,090 34,220	16,070 7,000 2,260	13,390 7,240 1,700	10,710 5,790 1,700	5,350							

		改正前									
		設置					未設置				
年齢	性別	乳		1、2歳		3歳以上		乳		1、2歳	
		児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
41人 から 50人 まで	4歳以上	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	4歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	3歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	2歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	1歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
51人 から 60人 まで	4歳以上	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	4歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	3歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	2歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	1歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
61人 から 70人 まで	4歳以上	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	4歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	3歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	2歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	1歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
71人 から 80人 まで	4歳以上	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	4歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	3歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	2歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	1歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
81人 から 90人 まで	4歳以上	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	4歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	3歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	2歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	1歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
91人 から 100人 まで	4歳以上	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	4歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	3歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	2歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
	1歳	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
41人 から 50人 まで	50人 まで	41人 から 50人 まで									

## 改正後

## 改正前

101人 から 110人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 147,200 84,580	16,510 9,000	13,760 7,490	11,000 5,990	5,490 2,990
		3 4歳以上	37,660 31,400	3,740 2,490	3,110 2,490	2,490 1,990	2,240 1,990
111人 から 120人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 143,190 80,570	16,030 8,520	13,360 3,260	10,680 2,170	5,330 1,080
		3 4歳以上	33,650 27,390	2,650 2,510	2,710 2,090	1,670 1,670	1,080 830
121人 から 130人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 146,170 83,550	16,380 8,870	13,660 7,390	10,920 5,910	5,450 2,950
		3 4歳以上	36,630 30,370	3,610 2,860	3,610 2,390	2,410 1,910	2,410 950
131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 142,490 79,870	15,940 8,430	13,290 7,020	10,620 5,610	5,300 2,800
		3 4歳以上	32,950 26,690	3,170 2,420	3,170 2,640	2,110 1,610	1,050 800
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 145,300 82,680	16,280 8,770	13,510 7,300	10,850 5,840	5,420 2,920
		3 4歳以上	35,760 29,500	3,510 2,760	3,510 2,640	2,340 1,840	1,170 920
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 141,900 79,280	15,870 8,360	13,230 6,960	10,580 5,570	5,280 2,780
		3 4歳以上	32,360 26,100	3,100 2,350	3,100 2,350	2,070 1,570	1,030 780

101人 から 110人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 147,200 84,580	16,510 9,000	13,760 7,490	11,000 5,990	5,490 2,990
		3 4歳以上	37,660 31,400	3,740 2,490	3,110 2,490	2,490 1,990	2,240 1,990
111人 から 120人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 143,190 80,570	16,030 8,520	13,360 3,260	10,680 2,170	5,330 1,080
		3 4歳以上	33,650 27,390	2,650 2,510	2,710 2,090	1,670 1,670	1,080 830
121人 から 130人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 142,490 79,870	15,940 8,430	13,290 7,020	10,620 5,610	5,300 2,800
		3 4歳以上	32,950 26,690	3,170 2,420	3,170 2,640	2,110 1,610	1,050 800
131人 から 140人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 145,300 82,680	16,280 8,770	13,510 7,300	10,850 5,840	5,420 2,920
		3 4歳以上	35,760 29,500	3,510 2,760	3,510 2,640	2,340 1,840	1,170 920
141人 から 150人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 141,900 79,280	15,870 8,360	13,230 6,960	10,580 5,570	5,280 2,780
		3 4歳以上	32,360 26,100	3,100 2,350	3,100 2,350	2,070 1,570	1,030 780
151人 から 160人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 144,580 81,960	16,190 8,680	13,500 7,230	10,790 5,780	5,390 2,890
		3 4歳以上	35,040 28,780	3,040 2,670	3,420 2,230	2,070 1,780	1,030 890
161人 から 170人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 141,420 78,800	15,810 8,300	13,180 6,910	10,540 5,530	5,260 2,760
		3 4歳以上	31,880 25,620	3,040 2,290	3,420 2,290	2,030 1,910	1,010 760
171人 から 180人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 143,930 81,310	16,120 8,610	13,430 7,160	10,740 5,730	5,360 2,860
		3 4歳以上	34,390 28,130	3,350 2,600	3,430 2,160	2,230 1,730	1,110 860
181人 から 190人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 140,990 81,610	15,760 8,250	13,140 6,840	10,500 5,490	5,240 2,740
		3 4歳以上	31,450 25,190	3,450 2,240	3,450 2,240	2,490 1,870	1,990 740
191人 から 200人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 144,230 81,610	16,150 8,640	13,460 7,190	10,760 5,750	5,370 2,870
		3 4歳以上	34,690 28,430	3,380 2,630	3,450 2,190	2,490 1,750	1,990 870
201人 から 210人 まで	設置	乳 1、2歳 児児 4歳以上	児 141,470 78,850	15,820 8,310	13,190 6,920	10,540 5,530	5,260 2,030
		3 4歳以上	31,930 25,670	3,050 2,300	3,050 2,300	2,540 1,920	1,010 760

		改正前		改正後	
年齢	性別	未設置	設置	未設置	設置
1歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	143,190	16,030
1歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	80,810	8,540
2歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	34,060	3,390
2歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	27,830	2,560
3歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	140,600	15,720
3歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	78,220	8,230
4歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	31,470	2,930
4歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	25,240	2,250
5歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	142,700	15,970
5歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	80,320	8,480
6歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	33,570	3,240
6歳未溎	女	1、2歳児	1、2歳児	27,340	2,590
7歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	140,250	15,680
7歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	77,870	8,190
8歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	31,120	2,950
8歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	24,890	2,210
9歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	164,490	16,580
9歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	103,710	11,290
10歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	58,080	6,180
10歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	52,010	5,460
11歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	163,820	17,300
11歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	93,040	10,010
12歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	47,410	4,900
12歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	41,340	4,180
13歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	162,550	18,350
13歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	101,770	11,060
14歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	56,140	5,950
14歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	50,070	5,230
15歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	154,010	17,320
15歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	93,230	10,030
16歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	47,600	4,920
16歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	41,530	4,200
17歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	157,230	17,710
17歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	96,450	10,420
18歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	50,820	5,310
18歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	44,750	4,590
19歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	150,110	16,860
19歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	89,330	9,570
20歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	43,700	4,460
20歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	37,630	3,740
21歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	153,500	17,260
21歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	92,720	9,970
22歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	47,090	4,880
22歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	41,020	4,140
23歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	147,400	16,530
23歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	86,620	9,240
24歳未満	男	1、2歳児	1、2歳児	40,990	4,130
24歳未満	女	1、2歳児	1、2歳児	34,920	3,410

		改正後			
161人 から 170人 まで	設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	143,700 81,080 34,160 27,900	16,090 8,580 3,320 2,570
171人 以上	未設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	141,100 78,480 31,560 25,300	13,150 8,270 3,010 2,260
31人 から 40人 まで	設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	143,210 80,590 33,670 27,410	13,360 8,520 3,260 2,510
41人 から 50人 まで	未設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	140,760 78,140 31,220 24,960	13,110 8,220 2,960 2,210
51人 から 60人 まで	設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	165,100 104,080 58,290 52,190	18,650 11,330 6,210 5,480
61人 から 70人 まで	未設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	154,370 93,350 47,560 41,460	17,370 10,050 4,930 4,200
その他 地域	未設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	163,150 102,130 56,340 50,240	18,420 11,100 5,980 5,250
	設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	154,570 93,550 47,760 41,660	17,390 10,070 4,950 4,220
	未設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	157,810 96,790 51,000 44,900	17,780 10,460 5,340 4,610
	設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	150,650 89,630 43,840 37,740	16,920 9,600 4,480 3,750
	未設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	154,060 93,040 47,250 41,150	17,330 10,010 4,890 4,160
	設置	乳 1 3 4歳以上	児 1、2歳 児 児 児	147,930 86,910 41,120 35,020	16,590 9,270 4,150 3,420

改正後		改正前	
設置	未設置	設置	未設置
71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上
151,300 90,280 44,490 38,390	17,000 9,680 4,560 3,830	14,170 8,070 5,220 3,030	11,330 6,450 3,220 1,510
145,940 94,920 39,130 33,030	16,350 9,030 3,910 3,180	13,630 7,530 3,260 2,650	10,900 5,450 3,010 2,120
149,120 88,100 42,310 36,210	16,730 9,410 4,290 3,560	13,950 11,150 5,570 2,970	6,270 3,300 1,420 1,180
144,350 83,330 37,540 31,440	16,160 8,840 3,720 2,470	13,470 7,370 3,100 2,470	10,770 5,380 2,940 1,230
144,890 83,870 38,080 31,980	16,230 8,910 3,790 3,060	13,530 7,430 3,160 2,550	10,820 5,940 2,970 2,020
140,600 79,580 33,790 27,690	15,710 8,390 3,270 2,540	13,100 7,000 2,730 2,120	10,470 5,230 2,170 1,690
143,710 82,690 36,900 30,800	16,090 8,770 3,650 2,920	13,410 7,310 3,040 2,420	10,720 5,360 2,920 2,110
139,810 78,790 33,000 26,900	15,620 8,300 3,180 2,450	13,020 6,920 2,650 2,040	10,410 5,200 2,110 1,630
142,710 81,690 35,900 29,800	15,970 8,650 3,530 2,800	13,310 7,210 2,940 2,330	10,640 5,320 1,170 1,860
139,130 78,110 32,320 26,220	15,540 8,220 3,100 2,370	12,950 6,850 2,580 1,970	10,360 5,180 2,060 1,790
141,850 80,830 35,040 28,940	15,860 8,540 3,420 2,690	13,220 7,120 2,420 2,240	10,570 5,280 2,740 1,130
138,550 77,530 8,150 31,740	15,470 8,150 5,430 3,030	12,890 6,790 2,520 2,300	10,310 5,150 2,710 1,910
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置
1,2歳児 4歳以上	1,2歳児 4歳以上	1,2歳児 4歳以上	1,2歳児 4歳以上
35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940
28,940 26,900	28,940 26,900	28,940 26,150	28,940 26,150
138,050 77,270 8,120 31,640	15,410 12,840 8,120 3,010	138,050 12,840 8,120 3,010	15,410 12,840 8,120 2,510
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置
1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上
35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940
28,940 26,900	28,940 26,900	28,940 26,150	28,940 26,150
138,050 77,270 8,120 31,640	15,410 12,840 8,120 3,010	138,050 12,840 8,120 2,510	15,410 12,840 8,120 2,510
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置
1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上
35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940
28,940 26,900	28,940 26,900	28,940 26,150	28,940 26,150
138,050 77,270 8,120 31,640	15,410 12,840 8,120 3,010	138,050 12,840 8,120 2,510	15,410 12,840 8,120 2,510

改正前

設置	未設置	設置	未設置
71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで	71人から80人まで
乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上	乳 1、2歳児 3歳以上 4歳以上
151,300 90,280 44,490 38,390	17,000 9,680 4,560 3,830	14,170 8,070 5,220 3,030	11,330 6,450 3,220 1,510
145,940 94,920 39,130 33,030	16,350 9,030 3,910 3,180	13,630 7,530 3,260 2,650	10,900 5,450 3,010 2,120
149,120 88,100 42,310 36,210	16,730 9,410 4,290 3,560	13,950 11,150 5,570 2,970	6,270 3,300 1,420 1,180
144,350 83,330 37,540 31,440	16,160 8,840 3,720 2,470	13,470 7,370 3,100 2,470	10,770 5,380 2,940 1,230
144,890 83,870 38,080 31,980	16,230 8,910 3,790 3,060	13,530 7,430 3,160 2,550	10,820 5,940 2,970 2,020
140,600 79,580 33,790 27,690	15,710 8,390 3,270 2,540	13,100 7,000 2,730 2,120	10,470 5,230 2,170 1,690
143,710 82,690 36,900 30,800	16,090 8,770 3,650 2,920	13,410 7,310 3,040 2,420	10,720 5,360 2,920 2,110
139,810 78,790 33,000 26,900	15,620 8,300 3,180 2,450	13,020 6,920 2,650 2,040	10,410 5,200 2,110 1,630
142,710 81,690 35,900 29,800	15,970 8,650 3,530 2,800	13,310 7,210 2,940 2,330	10,640 5,320 1,170 1,860
139,130 78,110 32,320 26,220	15,540 8,220 3,100 2,370	12,950 6,850 2,580 1,970	10,360 5,180 2,060 1,790
141,850 80,830 35,040 28,940	15,860 8,540 3,420 2,690	13,220 7,120 2,420 2,240	10,570 5,290 2,050 1,780
138,550 77,530 8,150 31,740	15,470 8,150 5,430 3,030	12,890 6,790 2,520 2,300	10,310 5,130 2,010 1,760
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置
1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上
35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940
28,940 26,900	28,940 26,900	28,940 26,150	28,940 26,150
138,050 77,270 8,120 31,640	15,410 12,840 8,120 3,010	138,050 12,840 8,120 2,510	15,410 12,840 8,120 2,510
121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで	121人から130人まで
設置	未設置	設置	未設置
1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上	1、2歳児 4歳以上
35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940	35,040 28,940
28,940 26,900	28,940 26,900	28,940 26,150	28,940 26,150
138,050 77,270 8,120 31,640	15,410 12,840 8,120 3,010	138,050 12,840 8,120 2,510	15,410 12,840 8,120 2,510

		改正後								改正前							
		設置				未設置				設置				未設置			
人 数 か ら ま で	131人 から 140人 まで	乳 1、2歳 児 3 4歳 以上		1、2歳 児 3 4歳 以上		1、2歳 児 3 4歳 以上		1、2歳 児 3 4歳 以上		乳 1、2歳 児 3 4歳 以上		1、2歳 児 3 4歳 以上		1、2歳 児 3 4歳 以上		1、2歳 児 3 4歳 以上	
		児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児
131人 から 140人 まで	131人 から 140人 まで	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	
141人 から 150人 まで	141人 から 150人 まで	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	
151人 から 160人 まで	151人 から 160人 まで	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	
161人 から 170人 まで	161人 から 170人 まで	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	
171人 以上	171人 以上	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	児 児 児 児	

2 保育単価に加える加算額  
その保育所の保育単価は、前項の定めにかかるらず、保育単価による保育単価に次の  
(1) から(10) までによる額を計算した額とすること。

改正後		改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 児童用採暖費加算 (略)		(1) 児童用採暖費加算 すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とする。	「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(2) 寒冷地加算		(2) 寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2) 寒冷地加算 (略)		<p>児童用採暖費加算額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧地図区分</th> <th colspan="18">加算額</th> </tr> <tr> <td>旧 5 級 地</td> <td>1130</td> <td>11人から14人までは</td> <td>91人から110人までは</td> <td>71人から90人までは</td> <td>61人から80人までは</td> <td>51人から70人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>11人から20人までは</td> <td>1人から10人までは</td> <td>131人から140人までは</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>11人から100人までは</td> <td>1人から10人までは</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 4 級 地</td> <td>960</td> <td>141人から150人までは</td> <td>131人から140人までは</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>141人から150人までは</td> <td>131人から140人までは</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>11人から100人までは</td> <td>1人から10人までは</td> </tr> <tr> <td>旧 3 級 地</td> <td>590</td> <td>131人から140人までは</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>131人から140人までは</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>11人から100人までは</td> <td>1人から10人までは</td> </tr> <tr> <td>旧 2 級 地</td> <td>380</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>121人から130人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>11人から100人までは</td> <td>1人から10人までは</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 地 域</td> <td>190</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>111人から120人までは</td> <td>101人から110人までは</td> <td>91人から100人までは</td> <td>81人から90人までは</td> <td>71人から80人までは</td> <td>61人から70人までは</td> <td>51人から60人までは</td> <td>41人から50人までは</td> <td>31人から40人までは</td> <td>21人から30人までは</td> <td>11人から100人までは</td> <td>1人から10人までは</td> </tr> </tbody> </table>	旧地図区分		加算額																		旧 5 級 地	1130	11人から14人までは	91人から110人までは	71人から90人までは	61人から80人までは	51人から70人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から20人までは	1人から10人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは	旧 4 級 地	960	141人から150人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	141人から150人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは	旧 3 級 地	590	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは	旧 2 級 地	380	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは	そ の 他 の 地 域	190	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは	<p>寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">寒冷地手当の支給地域の区分</th> <th colspan="18">額</th> </tr> <tr> <td>その保育所の支給地 域区分</td> <td>その保育所の月別 の月数</td> <td>その保育所の年齢区分</td> <td>40人まで</td> <td>50人まで</td> <td>60人まで</td> <td>70人まで</td> <td>80人まで</td> <td>90人まで</td> <td>100人まで</td> <td>110人まで</td> <td>120人まで</td> <td>130人まで</td> <td>140人まで</td> <td>150人まで</td> <td>160人まで</td> <td>170人まで</td> <td>180人まで</td> <td>190人まで</td> <td>200人まで</td> <td>210人まで</td> <td>220人まで</td> <td>230人まで</td> <td>240人まで</td> <td>250人まで</td> <td>260人まで</td> <td>270人まで</td> <td>280人まで</td> <td>290人まで</td> <td>300人まで</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>1. 2 歳 男</td> <td>1,490</td> <td>1,490</td> <td>1,410</td> <td>1,350</td> <td>1,310</td> <td>1,210</td> <td>1,190</td> <td>1,170</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> <td>1,130</td> <td>1,120</td> <td>1,110</td> <td>1,100</td> <td>1,090</td> <td>1,080</td> <td>1,070</td> <td>1,060</td> <td>1,050</td> <td>1,040</td> <td>1,030</td> <td>1,020</td> <td>1,010</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上男</td> <td>630</td> <td>630</td> <td>600</td> <td>540</td> <td>500</td> <td>400</td> <td>380</td> <td>360</td> <td>350</td> <td>340</td> <td>330</td> <td>320</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>290</td> <td>280</td> <td>270</td> <td>260</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 女</td> <td>1,350</td> <td>1,350</td> <td>1,320</td> <td>1,310</td> <td>1,270</td> <td>1,240</td> <td>1,210</td> <td>1,190</td> <td>1,170</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> <td>1,130</td> <td>1,120</td> <td>1,110</td> <td>1,100</td> <td>1,090</td> <td>1,080</td> <td>1,070</td> <td>1,060</td> <td>1,050</td> <td>1,040</td> <td>1,030</td> <td>1,020</td> <td>1,010</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上女</td> <td>540</td> <td>540</td> <td>500</td> <td>460</td> <td>430</td> <td>330</td> <td>320</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>290</td> <td>280</td> <td>270</td> <td>260</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>130</td> <td>120</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 男</td> <td>1,330</td> <td>1,330</td> <td>1,260</td> <td>1,210</td> <td>1,170</td> <td>1,080</td> <td>1,060</td> <td>1,040</td> <td>1,030</td> <td>1,020</td> <td>1,010</td> <td>1,000</td> <td>990</td> <td>980</td> <td>970</td> <td>960</td> <td>950</td> <td>940</td> <td>930</td> <td>920</td> <td>910</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>880</td> <td>870</td> <td>860</td> <td>850</td> <td>840</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上男</td> <td>610</td> <td>610</td> <td>540</td> <td>490</td> <td>450</td> <td>360</td> <td>340</td> <td>320</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>290</td> <td>280</td> <td>270</td> <td>260</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>130</td> <td>120</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 女</td> <td>1,110</td> <td>1,110</td> <td>1,050</td> <td>1,030</td> <td>1,020</td> <td>1,010</td> <td>1,000</td> <td>990</td> <td>980</td> <td>970</td> <td>960</td> <td>950</td> <td>940</td> <td>930</td> <td>920</td> <td>910</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>880</td> <td>870</td> <td>860</td> <td>850</td> <td>840</td> <td>830</td> <td>820</td> <td>810</td> <td>800</td> <td>790</td> <td>780</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上女</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>170</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>120</td> <td>110</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 男</td> <td>1,070</td> <td>1,070</td> <td>1,020</td> <td>1,010</td> <td>1,000</td> <td>990</td> <td>980</td> <td>970</td> <td>960</td> <td>950</td> <td>940</td> <td>930</td> <td>920</td> <td>910</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>880</td> <td>870</td> <td>860</td> <td>850</td> <td>840</td> <td>830</td> <td>820</td> <td>810</td> <td>800</td> <td>790</td> <td>780</td> <td>770</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上男</td> <td>470</td> <td>470</td> <td>450</td> <td>440</td> <td>430</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 女</td> <td>1,750</td> <td>1,750</td> <td>1,730</td> <td>1,690</td> <td>1,650</td> <td>1,620</td> <td>1,550</td> <td>1,530</td> <td>1,520</td> <td>1,510</td> <td>1,500</td> <td>1,490</td> <td>1,480</td> <td>1,470</td> <td>1,460</td> <td>1,450</td> <td>1,440</td> <td>1,430</td> <td>1,420</td> <td>1,410</td> <td>1,400</td> <td>1,390</td> <td>1,380</td> <td>1,370</td> <td>1,360</td> <td>1,350</td> <td>1,340</td> <td>1,330</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上女</td> <td>1,040</td> <td>1,040</td> <td>980</td> <td>940</td> <td>910</td> <td>840</td> <td>820</td> <td>810</td> <td>800</td> <td>790</td> <td>780</td> <td>770</td> <td>760</td> <td>750</td> <td>740</td> <td>730</td> <td>720</td> <td>710</td> <td>700</td> <td>690</td> <td>680</td> <td>670</td> <td>660</td> <td>650</td> <td>640</td> <td>630</td> <td>620</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 男</td> <td>1,640</td> <td>1,640</td> <td>1,620</td> <td>1,620</td> <td>1,590</td> <td>1,570</td> <td>1,560</td> <td>1,490</td> <td>1,480</td> <td>1,470</td> <td>1,460</td> <td>1,450</td> <td>1,440</td> <td>1,430</td> <td>1,420</td> <td>1,410</td> <td>1,400</td> <td>1,390</td> <td>1,380</td> <td>1,370</td> <td>1,360</td> <td>1,350</td> <td>1,340</td> <td>1,330</td> <td>1,320</td> <td>1,310</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上男</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>290</td> <td>280</td> <td>270</td> <td>260</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>130</td> <td>120</td> <td>110</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 2 歳 女</td> <td>370</td> <td>370</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table>	寒冷地手当の支給地域の区分		額																		その保育所の支給地 域区分	その保育所の月別 の月数	その保育所の年齢区分	40人まで	50人まで	60人まで	70人まで	80人まで	90人まで	100人まで	110人まで	120人まで	130人まで	140人まで	150人まで	160人まで	170人まで	180人まで	190人まで	200人まで	210人まで	220人まで	230人まで	240人まで	250人まで	260人まで	270人まで	280人まで	290人まで	300人まで	1級地	1. 2 歳 男	1,490	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	1,000	1,000	1,000		3歳以上男	630	630	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160		1. 2 歳 女	1,350	1,350	1,320	1,310	1,270	1,240	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	1,000	1,000		3歳以上女	540	540	500	460	430	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110		1. 2 歳 男	1,330	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830		3歳以上男	610	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110		1. 2 歳 女	1,110	1,110	1,050	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780	770		3歳以上女	210	210	170	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1. 2 歳 男	1,070	1,070	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780	770	760		3歳以上男	470	470	450	440	430	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370		1. 2 歳 女	1,750	1,750	1,730	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,490	1,480	1,470	1,460	1,450	1,440	1,430	1,420	1,410	1,400	1,390	1,380	1,370	1,360	1,350	1,340	1,330		3歳以上女	1,040	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	780	770	760	750	740	730	720	710	700	690	680	670	660	650	640	630	620	610		1. 2 歳 男	1,640	1,640	1,620	1,620	1,590	1,570	1,560	1,490	1,480	1,470	1,460	1,450	1,440	1,430	1,420	1,410	1,400	1,390	1,380	1,370	1,360	1,350	1,340	1,330	1,320	1,310	1,300		3歳以上男	330	330	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80	70		1. 2 歳 女	370	370	350	350	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	<p>(3) 単身担任手当加算 別に定めるところにより、単身担任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。</p>		
旧地図区分		加算額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
旧 5 級 地	1130	11人から14人までは	91人から110人までは	71人から90人までは	61人から80人までは	51人から70人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から20人までは	1人から10人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
旧 4 級 地	960	141人から150人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	141人から150人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
旧 3 級 地	590	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	131人から140人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
旧 2 級 地	380	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	121人から130人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
そ の 他 の 地 域	190	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	111人から120人までは	101人から110人までは	91人から100人までは	81人から90人までは	71人から80人までは	61人から70人までは	51人から60人までは	41人から50人までは	31人から40人までは	21人から30人までは	11人から100人までは	1人から10人までは																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
寒冷地手当の支給地域の区分		額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その保育所の支給地 域区分	その保育所の月別 の月数	その保育所の年齢区分	40人まで	50人まで	60人まで	70人まで	80人まで	90人まで	100人まで	110人まで	120人まで	130人まで	140人まで	150人まで	160人まで	170人まで	180人まで	190人まで	200人まで	210人まで	220人まで	230人まで	240人まで	250人まで	260人まで	270人まで	280人まで	290人まで	300人まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1級地	1. 2 歳 男	1,490	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	3歳以上男	630	630	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1. 2 歳 女	1,350	1,350	1,320	1,310	1,270	1,240	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	3歳以上女	540	540	500	460	430	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1. 2 歳 男	1,330	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	3歳以上男	610	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1. 2 歳 女	1,110	1,110	1,050	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780	770																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	3歳以上女	210	210	170	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1. 2 歳 男	1,070	1,070	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780	770	760																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	3歳以上男	470	470	450	440	430	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1. 2 歳 女	1,750	1,750	1,730	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,490	1,480	1,470	1,460	1,450	1,440	1,430	1,420	1,410	1,400	1,390	1,380	1,370	1,360	1,350	1,340	1,330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	3歳以上女	1,040	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	780	770	760	750	740	730	720	710	700	690	680	670	660	650	640	630	620	610																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1. 2 歳 男	1,640	1,640	1,620	1,620	1,590	1,570	1,560	1,490	1,480	1,470	1,460	1,450	1,440	1,430	1,420	1,410	1,400	1,390	1,380	1,370	1,360	1,350	1,340	1,330	1,320	1,310	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	3歳以上男	330	330	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1. 2 歳 女	370	370	350	350	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

改正後	改正前
<p>(4) 事務用採暖費の加算 (略)</p> <p>(5) 除雪費加算 (略)</p> <p>(6) 降灰除去費加算 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行つたために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,860円を2月分の保育単価に加算すること。</p> <p>(7) 入所児童（者）処遇特別加算費の加算 別に定めるところにより、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。</p> <p>(8) 施設機能強化推進費の加算 別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。</p> <p>(9) 保育所事務職員雇上費の加算 別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。</p>	<p>(4) 事務用採暖費の加算 北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。</p> <p>(5) 除雪費加算 蒙雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第3項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪回いを行ふに要する費用として除雪費5,680円を2月分の保育単価に加算すること。</p> <p>(6) 降灰除去費加算 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行つたために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,540円を2月分の保育単価に加算すること。</p> <p>(7) 入所児童（者）処遇特別加算費の加算 別に定めるところにより、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。</p> <p>(8) 施設機能強化推進費の加算 別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。</p> <p>(9) 保育所事務職員雇上費の加算 別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。</p>

事務職員雇上費加算単価表		民間施設給与等改善費加算額（第2欄）			
区分	基本分 加算額 (第1欄)	12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～40人	1,150	130	110	90	40
41人～50人	920	110	90	70	30
51人～60人	760	90	70	60	30
61人～70人	650	70	60	50	20
71人～80人	570	60	50	40	20
81人～90人	510	60	50	40	20
91人～100人	460	50	40	30	10
101人～110人	410	50	40	30	10
111人～120人	380	40	30	30	10
121人～130人	350	40	30	20	10
131人～140人	320	30	20	20	10
141人～150人	300	30	20	20	10
151人～160人	280	30	20	20	10
161人～170人	270	30	20	20	10
171人～	250	30	20	20	10

改正後		改正前																																																																							
<p>(10) 主任保育士の専任加算 別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。</p> <table border="1"> <caption>主任保育士の専任加算単価表</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本分 加算額 (第1欄)</th> <th>民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 12.0% 加算分</th> <th>民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 8.0% 加算分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～40人</td><td>円 6,090</td><td>円 730</td><td>円 480</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>4,870</td><td>580</td><td>390</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>4,060</td><td>480</td><td>320</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>3,480</td><td>410</td><td>270</td></tr> <tr><td>71人～80人</td><td>3,040</td><td>360</td><td>240</td></tr> <tr><td>81人～90人</td><td>2,700</td><td>320</td><td>210</td></tr> <tr><td>91人～100人</td><td>2,430</td><td>290</td><td>240</td></tr> <tr><td>101人～110人</td><td>2,210</td><td>260</td><td>220</td></tr> <tr><td>111人～120人</td><td>2,030</td><td>240</td><td>200</td></tr> <tr><td>121人～130人</td><td>1,870</td><td>220</td><td>180</td></tr> <tr><td>131人～140人</td><td>1,740</td><td>200</td><td>170</td></tr> <tr><td>141人～150人</td><td>1,620</td><td>190</td><td>160</td></tr> <tr><td>151人～160人</td><td>1,520</td><td>180</td><td>150</td></tr> <tr><td>161人～170人</td><td>1,430</td><td>170</td><td>140</td></tr> <tr><td>171人～</td><td>1,350</td><td>160</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> </tbody> </table>		区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 12.0% 加算分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 8.0% 加算分	～40人	円 6,090	円 730	円 480	41人～50人	4,870	580	390	51人～60人	4,060	480	320	61人～70人	3,480	410	270	71人～80人	3,040	360	240	81人～90人	2,700	320	210	91人～100人	2,430	290	240	101人～110人	2,210	260	220	111人～120人	2,030	240	200	121人～130人	1,870	220	180	131人～140人	1,740	200	170	141人～150人	1,620	190	160	151人～160人	1,520	180	150	161人～170人	1,430	170	140	171人～	1,350	160	130				100				50
区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 12.0% 加算分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 8.0% 加算分																																																																						
～40人	円 6,090	円 730	円 480																																																																						
41人～50人	4,870	580	390																																																																						
51人～60人	4,060	480	320																																																																						
61人～70人	3,480	410	270																																																																						
71人～80人	3,040	360	240																																																																						
81人～90人	2,700	320	210																																																																						
91人～100人	2,430	290	240																																																																						
101人～110人	2,210	260	220																																																																						
111人～120人	2,030	240	200																																																																						
121人～130人	1,870	220	180																																																																						
131人～140人	1,740	200	170																																																																						
141人～150人	1,620	190	160																																																																						
151人～160人	1,520	180	150																																																																						
161人～170人	1,430	170	140																																																																						
171人～	1,350	160	130																																																																						
			100																																																																						
			50																																																																						
<p>(10) 主任保育士の専任加算 別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。</p> <table border="1"> <caption>主任保育士の専任加算単価表</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本分 加算額 (第1欄)</th> <th>民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 12.0% 加算分</th> <th>民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 8.0% 加算分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～40人</td><td>円 6,050</td><td>円 720</td><td>円 600</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>4,840</td><td>580</td><td>480</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>4,030</td><td>320</td><td>380</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>3,460</td><td>410</td><td>340</td></tr> <tr><td>71人～80人</td><td>3,020</td><td>360</td><td>300</td></tr> <tr><td>81人～90人</td><td>2,690</td><td>320</td><td>260</td></tr> <tr><td>91人～100人</td><td>2,420</td><td>290</td><td>240</td></tr> <tr><td>101人～110人</td><td>2,200</td><td>260</td><td>220</td></tr> <tr><td>111人～120人</td><td>2,010</td><td>240</td><td>200</td></tr> <tr><td>121人～130人</td><td>1,860</td><td>220</td><td>180</td></tr> <tr><td>131人～140人</td><td>1,730</td><td>200</td><td>170</td></tr> <tr><td>141人～150人</td><td>1,610</td><td>190</td><td>160</td></tr> <tr><td>151人～160人</td><td>1,510</td><td>180</td><td>150</td></tr> <tr><td>161人～170人</td><td>1,420</td><td>170</td><td>140</td></tr> <tr><td>171人～</td><td>1,340</td><td>160</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>100</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> </tbody> </table>		区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 12.0% 加算分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 8.0% 加算分	～40人	円 6,050	円 720	円 600	41人～50人	4,840	580	480	51人～60人	4,030	320	380	61人～70人	3,460	410	340	71人～80人	3,020	360	300	81人～90人	2,690	320	260	91人～100人	2,420	290	240	101人～110人	2,200	260	220	111人～120人	2,010	240	200	121人～130人	1,860	220	180	131人～140人	1,730	200	170	141人～150人	1,610	190	160	151人～160人	1,510	180	150	161人～170人	1,420	170	140	171人～	1,340	160	130				100				50
区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 12.0% 加算分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 8.0% 加算分																																																																						
～40人	円 6,050	円 720	円 600																																																																						
41人～50人	4,840	580	480																																																																						
51人～60人	4,030	320	380																																																																						
61人～70人	3,460	410	340																																																																						
71人～80人	3,020	360	300																																																																						
81人～90人	2,690	320	260																																																																						
91人～100人	2,420	290	240																																																																						
101人～110人	2,200	260	220																																																																						
111人～120人	2,010	240	200																																																																						
121人～130人	1,860	220	180																																																																						
131人～140人	1,730	200	170																																																																						
141人～150人	1,610	190	160																																																																						
151人～160人	1,510	180	150																																																																						
161人～170人	1,420	170	140																																																																						
171人～	1,340	160	130																																																																						
			100																																																																						
			50																																																																						

### 3 保育単価の特例 (略)

- 4 支弁額の算式及び支弁義務  
市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によつて算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。  
「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等については別に定めることによる。  
ただし、私立認定保育所については、次の算式によつて計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第5号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額としてし支弁しなければならないこと。  
なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとすること。

### 算式1 (各月月初日の入所児童の場合)

$$\begin{aligned} & \text{乳児保育単価} \times \text{その月初日の乳児入所児童数} \\ & + 1\sim2歳児保育単価 \times \text{その月初日の1\sim2歳児入所児童数} \\ & + 3歳児保育単価 \times \text{その月初日の3歳児入所児童数} \\ & + 4歳以上保育単価 \times \text{その月初日の4歳以上児入所児童数} \end{aligned}$$

改正後		改正前										
算式2 (略)		算式2 (月途中入所児童の場合) 乳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 1～2歳児保育単価×その月の月途中入所日から1～2歳児保育単価×その月の月途中入所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 3歳児保育単価×その月の月途中入所日から3歳児保育単価×その月の月途中入所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日から4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。										
算式3 (略)		算式3 (月途中退所児童の場合) 乳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 1～2歳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 3歳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 4歳以上児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。										
第4 徴収金 (保育料) 基準額		第4 徴収金 (保育料) 基準額										
1 基準額の算定方法		1 基準額の算定方法 その年度における徴収金(保育料) 基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童にについて、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によつて定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。										
算式1 (月途中入所児童の場合)		算式1 (月途中入所児童の場合) 次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によつて定まる基準額×その月の月途中入所日から25日を超える場合は25日) ÷ 25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。										
算式2 (月途中退所児童の場合)		算式2 (月途中退所児童の場合) 次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によつて定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。										
算式1 (略)			保育所徴収金(保育料) 基準額表									
算式2 (略)			保育所徴収金(保育料) 基準額表									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th>徴収金(保育料) 基準額(月額)</th> <th>徴収金(保育料) 基準額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各月層区分 定義</td> <td>3歳未満児の場合</td> <td>3歳以上児の場合</td> </tr> <tr> <td>第1階層 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金(保育料) 基準額(月額)	徴収金(保育料) 基準額(月額)	各月層区分 定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第1階層 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金(保育料) 基準額(月額)	徴収金(保育料) 基準額(月額)										
各月層区分 定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合										
第1階層 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円										

改正後		改正前	
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	40,000円未満 40,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 413,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	30,000円 27,000円 44,500円 61,000円 80,000円 77,000円 104,000円 101,000円	(保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度)
第5階層	41,500円 41,500円以上 103,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 413,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	40,000円未満 40,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 413,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	(保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度)
第6階層	58,000円 58,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 413,000円未満 413,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	61,000円 61,000円以上 80,000円 80,000円以上 104,000円 104,000円以上	(保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度)
第7階層	413,000円以上 413,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	413,000円以上 413,000円以上 734,000円未満 734,000円以上	(保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度) (保育単価限度)
第8階層			

備考 1 この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。  
 また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇見発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止」の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについての規定によつて計算された所得税額をいう。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第95条第1項、第2項及び第3項

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第11項、第22項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

- 2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

- 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかるらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

- ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

備考 1 この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。  
 また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税額をいう。  
 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第95条第1項、第2項及び第3項

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第11項、第22項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

- 2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

- 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかるらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

- ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

## 改正後

- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）
	3歳未満児の場合
第2階層	0円
第3階層	18,500円
	15,500円

4 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所して医療型児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する際には、第2欄に記載する世帯の徴収金（保育料）の額とする。ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金（保育料）基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上との場合）のうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用している以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

## 改正前

- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）
	3歳以上児の場合
第2階層	0円
第3階層	18,500円
	15,500円

4 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、短期内見通園施設、短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する際には、第2欄において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所して医療型児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金（保育料）の額とする。ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金（保育料）基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用している以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

- 2 徴収金（保育料）基準額の特例
- その市町村の全地域又は相当地域にわたりる災害等の特別な理由により1による基準額により難いときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（市長の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること）。

## 〔「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について〕通知の施行について（案）

○『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正後

厚生省発児第59号の2 昭和51年4月16日	厚生省発児第59号の5 昭和51年4月16日
[一部改正]	[一部改正]
昭和52年 1月21日厚生省発児第 9号の5 昭和52年 2月 23日厚生省発児第26号の5 昭和52年 4月19日厚生省発児第92号の5 昭和55年 4月 4日厚発第239号 昭和57年 4月 6日厚発第282号の2 昭和62年 4月 1日厚発第282号の2 昭和62年 5月20日厚発第444号の2 昭和63年 4月 7日厚発第320号の2 平成元年 4月10日厚発第265号の2 平成元年 5月29日厚発第390号の2 平成 2年 4月11日厚発第320号の2 平成 2年 6月 7日厚発第475号の2 平成 3年 4月11日厚発第388号の2 平成 6年 4月18日厚発第390号の2 平成 7年 4月 3日厚発第371号の2 平成 8年 6月24日厚発第618号の2 平成 9年 5月28日厚発第374号の2 平成10年 5月 1日厚発児第363号の2 平成11年 4月27日厚発第403号 平成12年 6月 8日厚発第582号 平成13年 5月22日雇児発第349号 平成14年 3月29日雇児発第0329030号 平成14年 5月24日雇児発第0524003号 平成15年 5月23日雇児発第0523003号 平成16年 6月10日雇児発第0610001号 平成17年10月28日雇児発第1028004号 平成18年 6月20日雇児発第0620002号 平成19年 2月 1日雇児発第0201001号 平成19年 6月12日雇児発第0612003号 平成20年 2月 6日雇児発第0206001号の1 平成20年 5月20日雇児発第0520001号の1 平成21年 7月 9日雇児発第0709第4号の1 平成22年 4月12日雇児発0412第5号の1 平成23年 4月28日雇児発0428第1号の1 平成※年※月※日雇児発※第※号	
昭和52年 1月21日厚生省発児第 9号の5 昭和52年 2月 23日厚生省発児第26号の5 昭和52年 4月19日厚生省発児第92号の5 昭和55年 4月 4日厚発第239号 昭和57年 4月 6日厚発第282号の2 昭和62年 4月 1日厚発第282号の2 昭和62年 5月20日厚発第444号の2 昭和63年 4月 7日厚発第320号の2 平成元年 4月10日厚発第265号の2 平成元年 5月29日厚発第390号の2 平成 2年 4月11日厚発第320号の2 平成 2年 6月 7日厚発第475号の2 平成 3年 4月11日厚発第388号の2 平成 6年 4月18日厚発第390号の2 平成 7年 4月 3日厚発第371号の2 平成 8年 6月24日厚発第618号の2 平成 9年 5月28日厚発第374号の2 平成10年 5月 1日厚発児第363号の2 平成11年 4月27日厚発第403号 平成12年 6月 8日厚発第582号 平成13年 5月22日雇児発第349号 平成14年 3月29日雇児発第0329030号 平成14年 5月24日雇児発第0524003号 平成15年 5月23日雇児発第0523003号 平成16年 6月10日雇児発第0610001号 平成17年10月28日雇児発第1028004号 平成18年 6月20日雇児発第0620002号 平成19年 2月 1日雇児発第0201001号 平成19年 6月12日雇児発第0612003号 平成20年 2月 6日雇児発第0206001号の1 平成20年 5月20日雇児発第0520001号の1 平成21年 7月 9日雇児発第0709第4号の1 平成22年 4月12日雇児発0412第5号の1 平成23年 4月28日雇児発0428第1号の1 平成※年※月※日雇児発※第※号	



## 改正後

## 改正前

ア その所長が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する場合に限り、設置の単価を適用すること。

イ したがつて私立保育所において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、保育所長としての職務を行っていないものは次員とみなして未設置の単価を適用すること。

(2) 府県知事又は指定都市の市長(保育所名、所長設置の適用年月日、所長と異なる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等)を歴し、前記(1)の基準に適合するときは所長設置の保育単価の適用の決定を行い、次員補充された日の属する月の翌月(月初日に次員補充された月)から所長設置の保育単価の適用承認を行うこととする。

3 民間施設給与等改善費の承認等について  
交付要綱に定める民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によられたいこと。

(1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとすること。

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上	10年未満 8%	2%
8%加算分	4年以上	7年未満 6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(7) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。

(1) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。)、婦人保護施設、障害児施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、婦人保護施設、障害児施設、児童厚生施設を必要とするものに限る。)を行なう事業所、障害者自立支援法附則によりなむ施設(施設を必要とするものに限る。)を行なう事業所、障害者自立支援法附則により運営できることとされた身体障害者更生援助施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める勤続年数、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数及び医療法師に限る。)を合算するものとする。

(2) (略)

(3) その保育所の職員1人当たり平均勤続年数は(1)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎とした職員数により除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月末満の端数は切り捨てる。)をいうこと。

	改正後	改正前
(1) (略)	(エ) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があつても適用の変更は行わないものであること。	
(2) (略)	(2) 人所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられる期間、民改費は改修する人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、選及適用は行わないこと。	
(3) (略)	(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について計算を停止すること。	
(4) (略)	(4) また、計算を停止した施設であつても、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。	
(5) (略)	(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給付改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象となるものであること。	
(6) (略)	(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ(指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を微に通知すること。)、いずれかの加算率の適用に該当するかの承認を行い、市町村長に通知すること。	
4 保育所事務職員雇上費の加算について 交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる延長保育成支還対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。	(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇用発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) (2) 一時預かり事業実施保育所(平成20年11月28日雇用発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること。))	
4 保育所事務職員雇上費の加算について 交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる保育所に加算する。 交付金対象事業及び保育対象事業等のいずれかを実施する。	(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇用発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) (2) 一時預かり事業実施保育所(平成23年9月30日雇用発第0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること。)) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇用発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	
(3) (略)	(3) 6月9日雇用発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして実施しているもの。)	
(4) (略)	(4) 乳児が3人以上入所している保育所(月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。)	
5 主任保育士の専任加算について 交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる子育て支援交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。	5 主任保育士の専任加算について 交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。	

改正後	改正前
<p>(1) 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に適合する要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして実施しているもの。）</p> <p>(2) 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発第0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に適合する要件に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6 保育単価の予算措置等について (略)</p>	<p>(1) 09001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に適合する要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして実施しているもの。）</p> <p>(2) 成支援対策交付金の交付対象事業等促進事業についてに適合する要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされる。</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして実施しているもの。）</p> <p>(4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日ににおいて乳児が3人以上入所している月から年度をはじめて加算。）</p> <p>6 保育単価の予算措置等について 保育単価は、最低基準を維持するのに必要な経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を各月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事は、毎年度当初において、管下市町村の予算書抄本を徵する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切なる指導を加えられたいこと。</p> <p>なお、この費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は遅くともその月中に精算支弁するよう月途中へ退所について市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。</p>

	改正後	改正前
	<p>ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課又は税務署において行うこと。アからウまでによつて確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者の印を押印すること。 エ なお、課税状況の確認を証明書を徵して行うこととしている場合においては、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を徵すること。 オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたつて1月ないし3月の間ににおいてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定すること。</p> <p>第3 保育所における運営費の経理について (略)</p>	<p>ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課又は税務署において行うこと。 アからウまでによつて確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者の印を押印すること。 エ なお、課税状況の確認を証明書を徵して行うこととしている場合においては、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を徵すること。 オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたつて1月ないし3月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定すること。</p> <p>第3 保育所における運営費の経理については、別に定めるところによること。</p>
第3 保育所における運営費の経理について (略)		

## (案)

雇児保発※第※号  
平成※年※月※日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等  
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児※第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成24年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

(1) 社会保険料事業主負担金

厚生年金保険料率等の改定に伴う引き上げ

(2) 職員健康管理費 5,494円 → 6,998円

2 加算単価関係

(1) 降灰除去費

1施設年額 139,540円 → 139,860円

3 その他

今回の改正では、民間施設給与等改善費の勤続年数の算定にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び保健師又は看護師の病院等での勤務経験を算定できることとしたため、『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知）』の第1の3の（イ）を改正した。

また、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところ。

保育所徴収金（保育料）の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応することとしたため、交付要綱の保育所徴収金（保育料）基準額表の備考欄を改正した。

第2 平成24年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職種	格付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調整数	基本額
所長	(福) 2-33	253,400円	—	—
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	1	9,200円
保育士	(福) 1-29	195,228円	1	7,800円
調理員等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

(注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。

2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3 主任保育士・保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

## 保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その 入 年	月 所 齢	初 児 区	日 童 分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		円 12,743
						7,576
						3,960
						3,443
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		12,593
						7,426
						3,810
						3,293
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		12,770
						7,603
						3,987
						3,470
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		12,650
						7,483
						3,867
						3,350
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		12,303
						7,136
						3,520
						3,003
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		12,203
						7,036
						3,420
						2,903
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		12,043
						6,876
						3,260
						2,743
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,957
						6,790
						3,174
						2,657
71人 から 80人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,852
						6,685
						3,069
						2,552
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,777
						6,610
						2,994
						2,477
81人 から 90人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,700
						6,533
						2,917
						2,400
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,633
						6,466
						2,850
						2,333
91人 から 100人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,268
						6,101
						2,485
						1,968
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	児 児 児 児		11,208
						6,041
						2,425
						1,908

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その 入年	月 所 齢	初 児 区	日 童 分	管理費
101人 から 110人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,200 6,033 2,417 1,900
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,145 5,978 2,362 1,845
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,140 5,973 2,357 1,840
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,090 5,923 2,307 1,790
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,089 5,922 2,306 1,789
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,043 5,876 2,260 1,743
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,048 5,881 2,265 1,748
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,006 5,839 2,223 1,706
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,016 5,849 2,233 1,716
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,976 5,809 2,193 1,676
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,983 5,816 2,200 1,683
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,945 5,778 2,162 1,645
	未 設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,955 5,788 2,172 1,655
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,920 5,753 2,137 1,620
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,932 5,765 2,149 1,632
		乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	10,899 5,732 2,116 1,599
171人 以上	設 置	乳 1 3 4	， 2 歳 以 上	歳	児 児 児 児	11,200 6,033 2,417 1,900

## (案)

雇児発※第※号  
平成※年※月※日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成24年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成24年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

## 別 紙

小規模保育所適用保育単価表

そ の 保 育 所 在 所 の 月 定 初 員 の 所 の 月 初 日 の 分 区	そ の 保 育 所 の 月 初 日 に お い て 設 置 又 は 未 設 置 ( 欠 員 ・ 無 給 ) の 区 分	そ の 保 育 所 の 長 が そ の 月 初 日 に お い て 設 置 又 は 未 設 置 ( 欠 員 ・ 無 給 ) の 区 分	そ の 月 初 日 に 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	基 本 分 額 ( 第 1 欄 )	民 間 施 設 給 与 等 改 善 費 加 算 額 ( 第 2 欄 )			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地 域	20人まで	設 置	乳 妃	円 225,120	円 25,860	円 21,550	円 17,240	円 8,610
			1, 2歳児	154,470	17,380	14,490	11,590	5,790
			3歳児	101,920	11,440	9,540	7,630	3,810
			4歳以上児	94,860	10,600	8,840	7,070	3,530
	21人から 30人まで	未 設 置	乳 妃	円 199,840	円 22,830	円 19,020	円 15,210	円 7,600
			1, 2歳児	129,190	14,350	11,960	9,560	4,780
			3歳児	76,640	8,410	7,010	5,600	2,800
			4歳以上児	69,580	7,570	6,310	5,040	2,520
15/100 地 域	20人まで	設 置	乳 妃	円 201,300	円 23,000	円 19,160	円 15,330	円 7,660
			1, 2歳児	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830
			3歳児	78,000	8,570	7,140	5,710	2,850
			4歳以上児	70,930	7,730	6,440	5,150	2,570
	21人から 30人まで	未 設 置	乳 妃	円 184,450	円 20,980	円 17,480	円 13,980	円 6,990
			1, 2歳児	113,730	12,490	10,410	8,320	4,160
			3歳児	61,150	6,550	5,460	4,360	2,180
			4歳以上児	54,080	5,710	4,760	3,800	1,900
12/100 地 域	20人まで	設 置	乳 妃	円 220,330	円 25,290	円 21,070	円 16,860	円 8,430
			1, 2歳児	151,280	17,000	14,170	11,330	5,660
			3歳児	99,860	11,200	9,340	7,470	3,730
			4歳以上児	92,960	10,380	8,650	6,920	3,460
	21人から 30人まで	未 設 置	乳 妃	円 195,690	円 22,330	円 18,600	円 14,880	円 7,440
			1, 2歳児	126,640	14,040	11,700	9,350	4,670
			3歳児	75,220	8,240	6,870	5,490	2,740
			4歳以上児	68,320	7,420	6,180	4,940	2,470
10/100 地 域	20人まで	設 置	乳 妃	円 197,020	円 22,480	円 18,730	円 14,990	円 7,490
			1, 2歳児	127,910	14,190	11,820	9,460	4,730
			3歳児	76,450	8,380	6,990	5,590	2,790
			4歳以上児	69,540	7,560	6,300	5,040	2,520
	21人から 30人まで	未 設 置	乳 妃	円 180,590	円 20,510	円 17,090	円 13,680	円 6,830
			1, 2歳児	111,480	12,220	10,180	8,150	4,070
			3歳児	60,020	6,410	5,350	4,280	2,130
			4歳以上児	53,110	5,590	4,660	3,730	1,860
10/100 地 域	20人まで	設 置	乳 妃	円 215,540	円 24,710	円 20,590	円 16,470	円 8,230
			1, 2歳児	148,090	16,620	13,850	11,070	5,530
			3歳児	97,800	10,950	9,130	7,290	3,640
			4歳以上児	91,060	10,150	8,460	6,760	3,380
	21人から 30人まで	未 設 置	乳 妃	円 191,540	円 21,830	円 18,180	円 14,550	円 7,270
			1, 2歳児	124,090	13,740	11,440	9,150	4,570
			3歳児	73,800	8,070	6,720	5,370	2,680
			4歳以上児	67,060	7,270	6,050	4,840	2,420
10/100 地 域	21人から 30人まで	設 置	乳 妃	円 192,730	円 21,980	円 18,310	円 14,650	円 7,320
			1, 2歳児	125,230	13,880	11,560	9,250	4,620
			3歳児	74,900	8,210	6,830	5,470	2,730
			4歳以上児	68,150	7,400	6,160	4,930	2,460
	20人まで	未 設 置	乳 妃	円 176,720	円 20,060	円 16,710	円 13,370	円 6,680
			1, 2歳児	109,220	11,960	9,960	7,970	3,980
			3歳児	58,890	6,290	5,230	4,190	2,090
			4歳以上児	52,140	5,480	4,560	3,650	1,820
10/100 地 域	20人まで	設 置	乳 妃	円 212,350	円 24,330	円 20,270	円 16,210	円 8,100
			1, 2歳児	145,980	16,370	13,630	10,900	5,450
			3歳児	96,430	10,790	8,990	7,190	3,590
			4歳以上児	89,800	10,000	8,330	6,660	3,330
	21人から 30人まで	未 設 置	乳 妃	円 188,770	円 21,500	円 17,910	円 14,330	円 7,160
			1, 2歳児	122,400	13,540	11,270	9,020	4,510
			3歳児	72,850	7,960	6,630	5,310	2,650
			4歳以上児	66,220	7,170	5,970	4,780	2,390
10/100 地 域	21人から	設 置	乳 妃	円 189,870	円 21,630	円 18,020	円 14,420	円 7,210
			1, 2歳児	123,440	13,660	11,380	9,110	4,550
	30人まで	未 設 置	乳 妃	円 174,150	円 19,740	円 16,450	円 13,160	円 6,580
			1, 2歳児	107,720	11,770	9,810	7,850	3,920
			3歳児	58,140	6,190	5,160	4,130	2,060
			4歳以上児	51,500	5,400	4,500	3,600	1,800

そ の 所 す 区	そ の 保 育 所 在 域	そ の 保 育 所 の 月 定 初 員	そ の 保 育 所 の 月 初 日 お い て 設 置 未 設 置 ( 欠 員 ・ 無 給 )	そ の 保 育 所 の 長 が そ の 月 初 日 に お い て 設 置 又 は 未 設 置 ( 欠 員 ・ 無 給 ) の 区 分	そ の 月 初 日 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	基 本 分 保 育 単 価 ( 第 1 欄 )	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
							12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
8/100 地 域	20人まで	設 置	乳 儿	209,150	23,940	19,950	15,960	7,980		
			1, 2歳児	143,850	16,100	13,420	10,730	5,360		
		未 設 置	3 歳 児	95,060	10,620	8,850	7,080	3,540		
			4 歳 以 上 児	88,530	9,840	8,200	6,560	3,280		
	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	185,990	21,160	17,640	14,110	7,050		
			1, 2歳児	120,690	13,320	11,110	8,880	4,430		
		未 設 置	3 歳 児	71,900	7,840	6,540	5,230	2,610		
			4 歳 以 上 児	65,370	7,060	5,890	4,710	2,350		
6/100 地 域	20人まで	設 置	乳 儿	187,010	21,280	17,740	14,190	7,090		
			1, 2歳児	121,650	13,440	11,200	8,960	4,480		
		未 設 置	3 歳 児	72,820	7,950	6,630	5,300	2,650		
			4 歳 以 上 児	66,290	7,170	5,980	4,780	2,390		
	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	171,570	19,430	16,190	12,960	6,470		
			1, 2歳児	106,210	11,590	9,650	7,730	3,860		
		未 設 置	3 歳 児	57,380	6,100	5,080	4,070	2,030		
			4 歳 以 上 児	50,850	5,320	4,430	3,550	1,770		
3/100 地 域	20人まで	設 置	乳 儿	205,950	23,560	19,640	15,700	7,850		
			1, 2歳児	141,720	15,850	13,210	10,570	5,280		
		未 設 置	3 歳 児	93,680	10,460	8,720	6,970	3,480		
			4 歳 以 上 児	87,260	9,690	8,080	6,460	3,230		
	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	183,220	20,830	17,360	13,880	6,940		
			1, 2歳児	118,990	13,120	10,930	8,750	4,370		
		未 設 置	3 歳 児	70,950	7,730	6,440	5,150	2,570		
			4 歳 以 上 児	64,530	6,960	5,800	4,640	2,320		
その他 地 域	20人まで	設 置	乳 儿	184,150	20,940	17,450	13,960	6,970		
			1, 2歳児	119,870	13,230	11,020	8,820	4,400		
		未 設 置	3 歳 児	71,780	7,830	6,520	5,220	2,600		
			4 歳 以 上 児	65,360	7,060	5,880	4,710	2,350		
	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	169,000	19,120	15,940	12,740	6,360		
			1, 2歳児	104,720	11,410	9,510	7,600	3,790		
		未 設 置	3 歳 児	56,630	6,010	5,010	4,000	1,990		
			4 歳 以 上 児	50,210	5,240	4,370	3,490	1,740		
その他 地 域	20人まで	設 置	乳 儿	201,160	22,980	19,160	15,320	7,650		
			1, 2歳児	138,540	15,470	12,890	10,310	5,150		
		未 設 置	3 歳 児	91,620	10,210	8,510	6,810	3,400		
			4 歳 以 上 児	85,360	9,460	7,890	6,310	3,150		
	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	179,070	20,330	16,950	13,550	6,770		
			1, 2歳児	116,450	12,820	10,680	8,540	4,270		
		未 設 置	3 歳 児	69,530	7,560	6,300	5,040	2,520		
			4 歳 以 上 児	63,270	6,810	5,680	4,540	2,270		
その他 地 域	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	179,860	20,430	17,030	13,620	6,810		
			1, 2歳児	117,190	12,910	10,760	8,610	4,300		
		未 設 置	3 歳 児	70,230	7,650	6,370	5,100	2,550		
			4 歳 以 上 児	63,970	6,900	5,750	4,600	2,300		
	20人まで	設 置	乳 儿	165,130	18,660	15,550	12,440	6,220		
			1, 2歳児	102,460	11,140	9,280	7,430	3,710		
		未 設 置	3 歳 児	55,500	5,880	4,890	3,920	1,960		
			4 歳 以 上 児	49,240	5,130	4,270	3,420	1,710		
その他 地 域	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	196,360	22,410	18,680	14,940	7,470		
			1, 2歳児	135,350	15,090	12,580	10,060	5,030		
		未 設 置	3 歳 児	89,560	9,970	8,310	6,640	3,320		
			4 歳 以 上 児	83,460	9,240	7,700	6,160	3,080		
	20人まで	未 設 置	乳 儿	174,910	19,830	16,530	13,220	6,610		
			1, 2歳児	113,900	12,510	10,430	8,340	4,170		
		設 置	3 歳 児	68,110	7,390	6,160	4,920	2,460		
			4 歳 以 上 児	62,010	6,660	5,550	4,440	2,220		
その他 地 域	21人から 30人まで	設 置	乳 儿	175,570	19,920	16,600	13,270	6,630		
			1, 2歳児	114,500	12,590	10,490	8,380	4,190		
		未 設 置	3 歳 児	68,670	7,460	6,220	4,960	2,480		
			4 歳 以 上 児	62,570	6,730	5,610	4,480	2,240		
	20人まで	未 設 置	乳 儿	161,270	18,200	15,170	12,130	6,060		
	20人まで		1, 2歳児	100,200	10,870	9,060	7,240	3,620		
	20人まで	設 置	3 歳 児	54,370	5,740	4,790	3,820	1,910		
	20人まで		4 歳 以 上 児	48,270	5,010	4,180	3,340	1,670		

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月月初日 の入所児童区分	管 理 費
20人まで	設 置	乳 児	円 14,702
		1, 2歳児	9,535
		3歳児	5,919
		4歳以上児	5,402
	未 設 置	乳 児	14,402
		1, 2歳児	9,235
		3歳児	5,619
		4歳以上児	5,102
21人から 30人まで	設 置	乳 児	13,307
		1, 2歳児	8,140
		3歳児	4,524
		4歳以上児	4,007
	未 設 置	乳 児	13,107
		1, 2歳児	7,940
		3歳児	4,324
		4歳以上児	3,807

## (案)

雇児発※第※号  
平成※年※月※日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成24年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成24年度分について適用することとしたので通知する。

## 別 紙

### 夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,920	円 1,100	円 920	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,490	円 1,100	円 920	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,850	円 730	円 610	円 490	円 240
	3歳以上児	円 12,410	円 730	円 610	円 490	円 240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,310	円 550	円 460	円 360	円 180
	3歳以上児	円 10,870	円 550	円 460	円 360	円 180
41人から 50人まで	3歳未満児	円 8,380	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	円 9,950	円 440	円 360	円 290	円 140
51人から 60人まで	3歳未満児	円 7,770	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,340	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,330	円 310	円 260	円 210	円 100
	3歳以上児	円 8,900	円 310	円 260	円 210	円 100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 7,000	円 270	円 230	円 180	円 90
	3歳以上児	円 8,570	円 270	円 230	円 180	円 90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,740	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,310	円 240	円 200	円 160	円 80

### 夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の一部改正新旧対照表（案）

平成12年3月30日 告示第299号 各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛  
厚生省児童家庭局長通知  
○保育所運営費の経理等について

改 正 後	改 正 前
	(略)
記	記
1 運営費の使途範囲	1 運営費の使途範囲
(略)	(略)
(1) (1)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。	(1) (1)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
(2) (2)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。	(2) (2)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
(3) (3)に開わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所に、以下に積立資産に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。	(3) (1)に開わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所に、以下に積立預金に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
1 運営費の使途範囲	1 運営費の使途範囲
(略)	(略)
(1) (1)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。	(1) (1)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
(2) (2)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。	(2) (2)に開わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされた場合に、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
(3) (3)に開わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所に、以下に積立資産に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。	(3) (1)に開わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所に、以下に積立預金に充てることができる。(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。
1 運営費の使途範囲	1 運営費の使途範囲
(略)	(略)
記	記

が設置すること。また、支出に積立預金の部に「保育所施設・設備整備積立金」として、施設・設備の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」を充てることと、施設・設備の経費等に充てることとで、施設の修理区分に「保育所施設・設備整備積立預金」を充てることとする。

12001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支内訳表及び拠点区分資金計算書（以下「財務諸表」といふこと。）は、学校法人会計基準に基づく資金収支内訳表もしくは事業区分資金収支内訳表の設置認可等に定めに備え付けるべきものである。（平成12年3月30日発行第295号）

取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体について承認された場合に限り支えなさい。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い、  
(1) の保育料（以下「保育所」といふ。）については、原に事業費及び事業の運営費の使途範囲」の(2)①から認定当該保育所の運営が、当該保育所の運営が満たされない範囲に資金残高が生じ、かゝつ、人件所で所の収預金、備品等購入する他、以下の経費に充てること。  
①～③ (略)  
(2) (1)により積み立てた各積立預金をそれぞれの目的以外に使う場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとすること。

3 前期末支払資金残高の取扱い、  
(1) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合は社会法人又は学校法人の運営費の不足分を補填して事業資金残高の10%を確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。  
(2) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合は社会法人又は学校法人の運営費の不足分を補填して事業資金残高の10%を確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。

額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合には使用し支えなさい。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い、  
(1) の保育料（以下「保育所」といふ。）については、原に事業費及び事業の運営費の使途範囲」の(2)①から認定当該保育所の運営が、当該保育所の運営が満たされない範囲に資金残高が生じ、かゝつ、人件所で所の収預金、備品等購入する他、以下の経費に充てること。  
①～③ (略)  
(2) (1)により積み立てた各積立預金をそれぞれの目的以外に使う場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとすること。

3 前期末支払資金残高の取扱い、  
(1) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合は社会法人又は学校法人の運営費の不足分を補填して事業資金残高の10%を確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。  
(2) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合は社会法人又は学校法人の運営費の不足分を補填して事業資金残高の10%を確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い、  
(1) の保育料（以下「保育所」といふ。）については、原に事業費及び事業の運営費の使途範囲」の(2)①から認定当該保育所の運営が、当該保育所の運営が満たされない範囲に資金残高が生じ、かゝつ、人件所で所の収預金、備品等購入する他、以下の経費に充てること。  
①～③ (略)  
(2) (1)により積み立てた各積立預金をそれぞれの目的以外に使う場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとすること。

3 前期末支払資金残高の取扱い、  
(1) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合は社会法人又は学校法人の運営費の不足分を補填して事業資金残高の10%を確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。  
(2) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合は社会法人又は学校法人の運営費の不足分を補填して事業資金残高の10%を確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。運営費の適正な執行により運営費を計画的に予め確保する。

①～③ (略)

#### 4 運営費及び保育料の管理・運用

- (1) (略)  
(2) 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の賃付については、当該法人の同一事業等の事業区分への特別会計への資金の賃付についても認められるものであること。  
なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への賃付は一切認められないこと。  
(3) (略)

①～③ (略)

#### 4 運営費及び保育料の管理・運用

- (1) (略)  
(2) 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分への資金の賃付については、当該年度内に限りては、当該法人の同一事業等の事業区分への特別会計への資金の賃付を得ない場合に、当該年度内に限りては、当該法人の同一事業等の事業区分への特別会計への資金の賃付を得ること。なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への賃付は一切認められないこと。  
(3) (略)

#### 5 運営費等の経理に係る指導監督

- 運営費等の経理に係る指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。  
(1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、財務諸表等にについても、各会計単位間に及び各会計単位ごとに審査を行なうことはもちろんのこと、各会計単位ごとに整合性についても審査を行なうことを確認されたいこと。  
(2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のように該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、管「1 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。  
理特に、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から(7)までに掲げること。  
(3) 保育所に係る経理区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行なわれている場合  
④ 運営費等に係る当該会計年度の各種積立資産への積立額が、当該施設に係る経理出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理出及

区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合  
(3)～(4) (略)

6 その他  
(略)

**別表1** 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの  
2 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業について』の一部改正について」以前に定めると認めていいると認められ、実施していること

3 (略)  
4 雇児発0930第1号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンターライプ又はこれと同様の事業と認められるもの  
5 (略)  
6 雇児発第1号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表2～5 (略)

区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合  
(3)～(4) (略)

6 その他  
(略)

**別表1** 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの  
2 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日雇児発1128003号）以下「雇児発第1128003号」という。）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業について』の一部改正について」以前に定めると認めていいると認められ、実施していること

3 (略)  
4 雇児発第1128003号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンターライプ又はこれと同様の事業と認められるもの  
5 (略)  
6 雇児発第1128003号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの  
9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表2～5 (略)

(別表6)

平成 年度収支計算分析表

平成 年度収支計算分析表

(別表6)

科目	収入 金額(円)①	支出 科目	金額(円)②	差引過△不足額 (①-②)
1 保育所運営費収入 (民改費加算分を除く。)	14 人件費支出			
(1) 人件費 (民改費加算分を除く。)	(1) 職員給料支出			
	(2) 職員賞与支出			
	(3) 非常勤職員給与支出			
	(4) 退職給付支出			
	(5) 法定福利費支出			
15 事務費支出				
	(1) 福利厚生費支出			
	(2) 職員被服費支出			
	(3) 旅費交通費支出			
	(4) 研修研究費支出			
	(5) 会議消耗品費支出			
	(6) 印刷製本費支出			
	(7) 水道光熱費支出			
	(8) 燃料費支出			
	(9) 修繕費支出			
	(10) 通信運搬費支出			
6 修繕積立資産取崩収入				
7 備品等購入積立資産取崩収入				
8 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入				
	(11) 会議費支出			
	(12) 広報費支出			
	(13) 業務委託費支出			
	(14) 手数料支出			
	(15) 保険料支出			
	(16) 貸借料支出			
	(17) 雜支出			

科目	収入 金額(円)①	支出 科目	金額(円)②	差引過△不足額 (①-②)
1 保育所運営費収入 (民改費加算分を除く。)	14 人件費支出			
(1) 人件費 (民改費加算分を除く。)	(1) 職員給料			
	(2) 職員諸手当			
	(3) 非常勤職員給与			
	(4) 退職共済掛金			
	(5) 法定福利費			
15 事務費支出				
	(1) 福利厚生費			
	(2) 旅費交通費			
	(3) 研修費			
	(4) 消耗品費			
	(5) 器具什器費			
	(6) 印刷製本費			
	(7) 水道光熱費			
	(8) 燃料費			
	(9) 修繕費			
	(10) 通信運搬費			
6 修繕積立資産取崩収入				
7 備品等購入積立資産取崩収入				
8 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入				
	(11) 会議費			
	(12) 広報費			
	(13) 業務委託費			
	(14) 手数料			
	(15) 保険料			
	(16) 貸借料			
	(17) 雜費			

16 事業費支出			
(1) 給食費支出	(1) 給食費		
(2) 保健衛生費支出	(2) 保健衛生費		
(3) 保育材料費支出	(3) 保育材料費		
(4) 水道光熱費支出	(4) 水道光熱費		
(5) 燃料費支出	(5) 燃料費		
(6) 消耗器具備品費支出	(6) 消耗品費		
(7) 貨借料支出	(7) 器具什器費		
(8) 雑支出	(8) 貨借料 (9) 雜費		
17 人件費積立資産支出	17 人件費積立預金積立支出		
修繕積立資産支出	18 修繕積立預金積立支出		
備品等購入積立資産支出	19 備品等購入積立預金積立支出		
保育所施設・設備整備積立資産支出	20 保育所施設・設備整備積立預金積立支出		
当期資金収支差額合計 (欠損金)	9 当期資金収支差額合計 (欠損金)	21 当期資金収支差額合計 1から9までの小計	21 当期資金収支差額合計 1から21までの小計
1から9までの小計	1から9までの小計		14から21までの小計
10 保育所運営費収入のうち 民改費加算分	10 保育所運営費収入のうち 民改費加算分		22 固定資産取得支出のうち 施設の整備等に係る支出
11 國庫補助事業に係る施設整備補助金収入	11 國庫補助事業に係る施設整備補助金収入		23 土地・建物賃借料
12 國庫補助事業に係る設備整備補助金収入	12 國庫補助事業に係る設備整備補助金収入		24 22及び23の経費に係る借入金利息支出
13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入	13 22及び23の経費に係る積立預金取崩収入		25 22及び23の経費に係る借入金償還支出
22 及び23の経費に係る借入金償還支出	22 及び23の経費に係る借入金償還支出		26 22及び23の経費に係る積立預金積立支出
22 及び23の経費に係る積立資産支出	22 及び23の経費に係る積立資産支出		27 租税公課
租税公課	租税公課		22から27までの小計
10から13までの小計	10から13までの小計		合計
合計	合計		合計

※14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。

※14から17の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額については、その受入額に計上すること。



	改正後	改正前
別紙	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	保育対策等促進事業費補助金交付要綱
(通則) 1 (略)	(通則) 1 保育もとのとし、補助金等に予算の範囲内における法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律施行令(昭和30年政令第25号)及び厚生労働省令(昭和30年厚生労働省令第6号))の規定による。	(通則) 1 保育対策等促進事業費補助金に付する予算の範囲内における法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律施行令(昭和30年政令第25号)及び厚生労働省令(昭和30年厚生労働省令第6号))の規定による。
(交付の目的) 2 (略)	(交付の目的) 2 この目的の補助金は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童保育事業、育成事業、待機機器、児童解消促進等事業、保健環境改善等事業、休日・夜間保育事業、休日・夜間改修工事を図ることを目的とする。	(交付の目的) 2 この目的の補助金は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童保育事業、育成事業、待機機器、児童解消促進等事業、保健環境改善等事業、休日・夜間保育事業、休日・夜間改修工事を図ることを目的とする。
(交付の対象) 3 (略)	(交付の対象) 3 ここの対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。 （1）特定成年長業事事業及び中間い保育施設並びに助成事業の対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。 （2）家庭育児対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。 （3）特定成年長業事事業及び中間い保育施設並びに助成事業の対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。	(交付の対象) 3 ここの対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。 （1）特定成年長業事事業及び中間い保育施設並びに助成事業の対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。 （2）家庭育児対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。 （3）特定成年長業事事業及び中間い保育施設並びに助成事業の対象は、事業者による都道府県事務局が実施する事業に付する補助金である。



改正後	改正前
(交付の条件) 6 (略)	<p>(交付の条件)補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けることを止しない、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けることを止しない。</p> <p>(2) 索取に係る予定により補助金等が単価50万円以上に関する実績化が別途に補助金等に増加した場合の執行の実績化が承認を受けることのない。</p> <p>(3) 第1項第2号の規定により厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(4) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(5) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(6) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(7) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(8) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(9) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(10) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p> <p>(11) 第14条第1項第4号に規定する限りで厚生労働大臣の承認を受けることのない。</p>

改正後	改正前
<p>(申請手続) 7 市の補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続) 8 この市の市長は、別紙様式2による申請書を毎年度1月末までに提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市長は、当該年度の事業が完了したと(6月10日)通知を受けた場合には、廃止の承認を受けていたと(6月1日)に別紙様式3による通知書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその部分について国庫に返還することを命ぜます。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によってその定めどおりに厚生労働大臣の承認を受けてその定めどおりに厚生労働大臣の承認を受けるものとする。</p>	<p>(申請手続) 7 この市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続) 8 この市の市長は、別紙様式2による申請書を毎年度1月末までに提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市長は、当該年度の事業が完了したと(6月10日)通知を受けた場合には、廃止の承認を受けていたと(6月1日)に別紙様式3による通知書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその部分について国庫に返還することを命ぜます。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によってその定めどおりに厚生労働大臣の承認を受けるものとする。</p>

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基 準 領	3 対象経費	4 补助率	1 区分	2 基 準 領	3 対象経費	4 补助率
保育対策等	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)  1か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)	特定保育事業に必要な 経費  810,000 円 (300 人以上 600 人未満)	1／3	保育対策等	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)  1か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)	特定保育事業に必要な 経費  810,000 円 (300 人以上 600 人未満)	1／3
促進事業	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)  1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)  2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)  1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)  2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)  1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)  2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)	促進事業	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)  1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)  2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)  1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)  2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)  1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)  2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)
	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)  3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)  4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)  4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)  3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)  4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)  4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)  3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)  4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)  4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)		2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)  3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)  4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)  4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)  3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)  4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)  4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)  3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)  4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)  4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)
	5,130,000 円 (2,700 人以上)	5,130,000 円 (2,700 人以上)	5,130,000 円 (2,700 人以上)		※1 日当たり 4 時間未満の利用児童に ついては、2 人で 1 人と算定すること	※1 日当たり 4 時間未満の利用児童に ついては、2 人で 1 人と算定すること	※1 日当たり 4 時間未満の利用児童に ついては、2 人で 1 人と算定すること

改正後		改正前	
2 休日・夜間保育事業 (1) 休日保育事業（認可保育所） ①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 <u>1,335,000 円</u> ②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)  1 か所当たり年額 73,500 円 (210 人超 280 人未満)  220,500 円 (280 人以上 350 人未満)  367,500 円 (350 人以上 420 人未満)  514,500 円 (420 人以上 490 人未満)  661,500 円 (490 人以上 560 人未満)  808,500 円 (560 人以上 630 人未満)  955,500 円 (630 人以上 700 人未満)  1,102,500 円 (700 人以上 770 人未満)  1,249,500 円 (770 人以上 840 人未満)  1,396,500 円 (840 人以上 910 人未満)	2 休日・夜間保育事業 (1) 休日保育事業（認可保育所） ①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 <u>1,331,000 円</u> ②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)  1 か所当たり年額 73,500 円 (210 人超 280 人未満)  220,500 円 (280 人以上 350 人未満)  367,500 円 (350 人以上 420 人未満)  514,500 円 (420 人以上 490 人未満)  661,500 円 (490 人以上 560 人未満)  808,500 円 (560 人以上 630 人未満)  955,500 円 (630 人以上 700 人未満)  1,102,500 円 (700 人以上 770 人未満)  1,249,500 円 (770 人以上 840 人未満)  1,396,500 円 (840 人以上 910 人未満)	休日・夜間保育事業に必要な経費  休日・夜間保育事業に必要な経費	

改正後		改正前	
	1,543,500 円 (910 人以上 980 人未満)		1,543,500 円 (910 人以上 980 人未満)
	1,690,500 円 (980 人以上 1,050 人未満)		1,690,500 円 (980 人以上 1,050 人未満)
	1,837,500 円 (1,050 人以上)		1,837,500 円 (1,050 人以上)
(2) 休日保育事業（認可保育所以外）		(2) 休日保育事業（認可保育所以外）	
①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 630,000 円		①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 630,000 円	
②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)		②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)	
1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)		1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)	
189,000 円 (280 人以上 350 人未満)		189,000 円 (280 人以上 350 人未満)	
315,000 円 (350 人以上 420 人未満)		315,000 円 (350 人以上 420 人未満)	
441,000 円 (420 人以上 490 人未満)		441,000 円 (420 人以上 490 人未満)	
567,000 円 (490 人以上 560 人未満)		567,000 円 (490 人以上 560 人未満)	
693,000 円 (560 人以上 630 人未満)		693,000 円 (560 人以上 630 人未満)	
819,000 円 (630 人以上 700 人未満)		819,000 円 (630 人以上 700 人未満)	
945,000 円 (700 人以上 770 人未満)		945,000 円 (700 人以上 770 人未満)	

改正後		改正前	
	1,071,000 円 (770 人以上 840 人未満)		1,071,000 円 (770 人以上 840 人未満)
	1,197,000 円 (840 人以上 910 人未満)		1,197,000 円 (840 人以上 910 人未満)
	1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)		1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)
	1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)		1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)
	1,575,000 円 (1,050 人以上)		1,575,000 円 (1,050 人以上)
	(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所) 1か所当たり年額 <u>2,480,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 保育所にあっては、 <u>1,240,000 円</u> )		(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所) 1か所当たり年額 <u>2,460,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 保育所にあっては、 <u>1,230,000 円</u> )
	(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外) 1か所当たり年額 <u>1,500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>750,000 円</u> )		(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外) 1か所当たり年額 <u>1,500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>750,000 円</u> )
	3 病児・病後児保育事業 (1) 病児対応型 ① 基本分 1か所当たり年額 2,400,000 円		3 病児・病後児保育事業 (1) 病児対応型 ① 基本分 1か所当たり年額 2,400,000 円
	② 加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算) 1か所当たり年額 500,000 円 (10 人以上 50 人未満)		② 加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算) 1か所当たり年額 500,000 円 (10 人以上 50 人未満)
	2,500,000 円 (50 人以上 200 人未満)		2,500,000 円 (50 人以上 200 人未満)
	4,250,000 円 (200 人以上 400 人未満)		4,250,000 円 (200 人以上 400 人未満)

	改正後	改正前
6,250,000 円 (400 人以上 600 人未満)		6,250,000 円 (400 人以上 600 人未満)
7,750,000 円 (600 人以上 800 人未満)		7,750,000 円 (600 人以上 800 人未満)
9,750,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)		9,750,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)
11,750,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)		11,750,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)
13,750,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)		13,750,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)
15,750,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)		15,750,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)
17,750,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)		17,750,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)
19,750,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)		19,750,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)
21,750,000 円 (2,000 人以上)		21,750,000 円 (2,000 人以上)
(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 イ 5,000 円 × 年間延利用人員 市區町村民税非課税世帯 2,500 円 × 年間延利用人員	(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 イ 5,000 円 × 年間延利用人員 市區町村民税非課税世帯 2,500 円 × 年間延利用人員	(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 イ 5,000 円 × 年間延利用人員 市區町村民税非課税世帯 2,500 円 × 年間延利用人員
(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (事業開始の前年度又は事業開始年 度1回限り)	(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (事業開始の前年度又は事業開始年 度1回限り)	(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (事業開始の前年度又は事業開始年 度1回限り)
(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円	(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円	(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円

改正後		改正前	
②加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算)		②加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算)	
1 か所当たり年額 400,000 円 (10人以上50人未満)		1 か所当たり年額 400,000 円 (10人以上50人未満)	
2,200,000 円 (50人以上200人未満)		2,200,000 円 (50人以上200人未満)	
3,100,000 円 (200人以上400人未満)		3,100,000 円 (200人以上400人未満)	
5,000,000 円 (400人以上600人未満)		5,000,000 円 (400人以上600人未満)	
6,800,000 円 (600人以上800人未満)		6,800,000 円 (600人以上800人未満)	
8,700,000 円 (800人以上1,000人未満)		8,700,000 円 (800人以上1,000人未満)	
10,600,000 円 (1,000人以上1,200人未満)		10,600,000 円 (1,000人以上1,200人未満)	
12,500,000 円 (1,200人以上1,400人未満)		12,500,000 円 (1,200人以上1,400人未満)	
14,400,000 円 (1,400人以上1,600人未満)		14,400,000 円 (1,400人以上1,600人未満)	
16,300,000 円 (1,600人以上1,800人未満)		16,300,000 円 (1,600人以上1,800人未満)	
18,200,000 円 (1,800人以上2,000人未満)		18,200,000 円 (1,800人以上2,000人未満)	
20,100,000 円 (2,000人以上)		20,100,000 円 (2,000人以上)	

改正後	改正前
<p>(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型)</p> <p>ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p> <p>(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) 1か所当たり年額 500,000円 (事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り)</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,150,000円)</p> <p>(8) 非施設型 (訪問型) 1か所当たり年額 6,700,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,350,000円)</p>	<p>(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型)</p> <p>ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p> <p>(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) 1か所当たり年額 500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、250,000円) (事業開始年度限り)</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,160,000円)</p> <p>(8) 非施設型 (訪問型) 1か所当たり年額 6,590,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,290,000円)</p>
<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費 児童 1人当たり年額 52,200円</p> <p>②家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者 6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者 1人当たり年額 4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合には、2,263,000円) イ 家庭的保育者 3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者 1人当たり年額 2,264,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合には、1,132,000円)</p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p> <p>(1) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費 児童 1人当たり年額 52,200円</p> <p>②家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者 6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者 1人当たり年額 4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合には、2,263,000円) イ 家庭的保育者 3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者 1人当たり年額 2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合には、1,131,000円)</p>

改正前	改正後
<p>③連携保育所又は実施保育所経費</p> <p>ア 基本分 　　1か所当たり年額 800,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>イ 加算分 　　基本分に加え家庭的保育者 　　1人につき次の年額単価を加算 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、60,000円) ④家庭的保育補助者経費 　　児童1人当たり月額 <u>26,000円</u> ※家庭的保育補助者を雇用している場合のみ算定すること</p> <p>(2) 認可化移行促進事業 　　1か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)</p> <p>(3) 保育所分園推進事業 　　1か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)</p> <p>(4) 保育所体験特別事業 　　1事業当たり年額 848,000円</p> <p>(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 　　1市町村当たり年額 361,000円</p>	<p>③連携保育所又は実施保育所経費</p> <p>ア 基本分 　　1か所当たり年額 800,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>イ 加算分 　　基本分に加え家庭的保育者 　　1人につき次の年額単価を加算 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、60,000円) ④家庭的保育補助者経費 　　児童1人当たり月額 <u>25,000円</u> ※家庭的保育補助者を雇用している場合のみ算定すること</p> <p>(2) 認可化移行促進事業 　　1か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)</p> <p>(3) 保育所分園推進事業 　　1か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (定員30人未満)(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)</p> <p>(4) 保育所体験特別事業 　　1事業当たり年額 848,000円</p> <p>(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 　　1市町村当たり年額 361,000円</p>
<p>5 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 　　1事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 　　1事業当たり 1,000,000円</p>	<p>5 保育環境改善等事業に 必要な経費</p> <p>(1) 基本改善事業 　　1事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 　　1事業当たり 1,000,000円</p>

改正後		改正前	
	6 延長保育促進事業		6 延長保育促進事業
	<p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1か所当たり年額 4,553,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,335,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,148,000 円 (延長時間 2 ~ 3 時間)</p> <p>4,579,000 円 (延長時間 4 ~ 5 時間)</p> <p>5,337,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が 6か月未満の施設にあつては、該する 1か所 (事業) 当たり年額に 2分の 1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	<p>(1) 延長保育促進事業 (基本分) 1か所当たり年額 4,553,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,335,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,148,000 円 (延長時間 2 ~ 3 時間)</p> <p>4,579,000 円 (延長時間 4 ~ 5 時間)</p> <p>5,337,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が 6か月未満の施設にあつては、該する 1か所 (事業) 当たり年額に 2分の 1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	<p>延長保育促進事業に必要な経費</p> <p>延長保育促進事業に必要な経費</p>

## （案）新旧対照表

	改正後	改正前
第 1 (略)	<p>第 1 事業の種類</p> <p>1 特定保育事業 2 休日・夜病児待機保育事業 3 間歇性保育事業 4 消費促進事業 5 病児・病童環境改善事業 6 延長保育促進事業</p>	<p>第 1 事業の種類</p> <p>1 特定保育事業 2 休日・夜病児待機保育事業 3 間歇性保育事業 4 消費促進事業 5 病児・病童環境改善事業 6 延長保育促進事業</p>
第 2 (略)	<p>第 2 各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <p>1 特定保育事業実施要綱(別添1) 2 休日・夜病児待機保育事業実施要綱(別添2) 3 間歇性保育事業実施要綱(別添3) 4 消費促進事業実施要綱(別添4) 5 病児・病童環境改善事業実施要綱(別添5) 6 延長保育促進事業実施要綱(別添6)</p>	<p>第 2 各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <p>1 特定保育事業実施要綱(別添1) 2 休日・夜病児待機保育事業実施要綱(別添2) 3 間歇性保育事業実施要綱(別添3) 4 消費促進事業実施要綱(別添4) 5 病児・病童環境改善事業実施要綱(別添5) 6 延長保育促進事業実施要綱(別添6)</p>

改正後		改正前	
(別添1)		特定保育事業実施要綱	
1 (略)		1 事業の目的 ペー トで、た うに応 じて児 童を一 定程度 育して子 育する。 か月當き る環境を が可能と する。	特定保育事業実施要綱
2 (略)		2 実施主体 は、市町村 (特別区を含む。 以下同じ。) 又は保育所を 経営す る。	特定保育事業実施要綱
3 (略)		3 対象児童 の対象とい う。) 第24 条の規定に よる保育の 実施の対象と ならな い就学前 の児童と する。 対象児童 は、児童福祉 法(昭和22年 法律第164号) に規定する 保育の対象と なる。	特定保育事業実施要綱
4 (1)		4 実施要件 (1)児童福 祉施設の設 備及び運 営基準」と いいう。)第3 3条第2項の 規定に基 づくこと。 対象児童 の年齢及び 人數に応じ て、本事業 を担当す る保育士を 配置する こと。ただし 、年間の平 均利用児童 数が1名を下 回る場合に は、設備運 営基準を超 えていな くこと。 第33条第2 項及びそ の他の補 助金等の 職員配 置基準を 担当す る保育士 が配置さ れてい ない。 差し支 えられ ない。 本事業 を実施す るために必 要な専用 の部屋が確 保され ること。 たた か、継 続的 に使 用さ れない。 また、公 共施 設の空 き部 屋等を利 用して本 事業を 実施す ること。 ても、設 備運 営基 準第32 条第8号 の基準を 満たす こと。	特定保育事業実施要綱
4 (2)		(2)本事業 を実施す るために必 要な専用 の部屋が確 保され ること。 たた か、継 続的 に使 用さ れない。 また、公 共施 設の空 き部 屋等を利 用して本 事業を 実施す ること。 ても、設 備運 営基 準第32 条第8号 の基準を 満たす こと。	特定保育事業実施要綱
4 (3)		(3)(略)	特定保育事業実施要綱
4 (4)		(4)設備運 営基 準第32 条の規 定に基 づき、対 象児童 の人数 に応じ て、必 要と なる設 備の基 準を確 保すこ と。	特定保育事業実施要綱

	改正後	改正前
5 (略)	5 留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設置基準には、十分に留意すること。 (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考すること。	
6 (略)	6 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。	
7 (略)	7 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対しても府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2) 本事業を実施するためには助成する一部を保護者負担とすることができる。	

改正後	改正前
休日・夜間保育事業実施要綱 (別添2)	休日・夜間保育事業実施要綱
1 (1) 休日保育事業 (略)	1 (1) 休日保育事業の目的就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等(以下「休日」)においても保育に次ぐ保育に對する児童に対応するため、対応するたまに保育所等で児童を保育する。 （2）事業者「休日めら保育心」として需要に子育てする。 （3）事業者「休日めら保育心」として需要に子育てする。
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 実施要件 ① (略)	(4) 実施要件 ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第33条第2項)に応じて、本事業を担当する保育士を配置する。 ② 児童福祉施設の設備及び運営基準(昭和23年厚生省令第33条第2項)に応じて、児童の年齢及び人数に応じて、本事業を全員で2名を下回らないこと。 ③ 基本的設備を有する施設の運営を実施する。 ④ 基本的設備を有する施設の運営を実施する。
(5) (略)	(5) (略)
(6) (略)	(6) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	改正前
<p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業に必要な経費の一部を保護者負担とすること。</p> <p>イ 本事業を実施するたまにを体験する者に就する保育所等に対する実施事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 夜間保育推進事業</p> <p>ア 事業運営の目的就する保育形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童の運営に必要な経費を助成する事業又は助成する事業に必要な経費の一部を保護者負担とすること。</p> <p>イ 事業運営の目的就する保育形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童の運営に必要な経費を助成する事業又は助成する事業に必要な経費の一部を保護者負担とすること。</p> <p>(2) 夜間保育の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(3) 実施要件</p> <p>ア 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) 実施手続</p> <p>ア 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(5) 費用</p> <p>ア 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業を保護者負担とすること。</p> <p>イ 本事業を実施するたまにを体験する者に就する保育所等に対する実施事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 夜間保育推進事業</p> <p>ア 事業運営の目的就する保育形態が多様化している中で、夜間に保育に欠ける児童の運営に必要な経費を助成する事業又は助成する事業に必要な経費の一部を保護者負担とすること。</p> <p>イ 事業運営の目的就する保育形態が多様化している中で、夜間に保育に欠ける児童の運営に必要な経費を助成する事業又は助成する事業に必要な経費の一部を保護者負担とすること。</p> <p>(2) 夜間保育の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(3) 実施要件</p> <p>ア 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) 実施手続</p> <p>ア 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(5) 費用</p> <p>ア 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>

	改正後	改正前
1 (略)	病児・病後児保育事業実施要綱	病児・病後児保育事業実施要綱 (別添3)
2	実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村における実施主体は、 認めた者とする。	実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村における実施主体は、 認めた者とする。
3	事業類型の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。 (1) 病児が認められた専用スペースで一時的に保育する事業。 (2) 病後児対応型「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 (3) (略)	事業類型の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。 1 事業の目的が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難した時に限り、保育所等に保育する自宅中の児童へ対応率性、整備を二時的気のうつ病の児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 實施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。 3 事業類型の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。 (1) 病児が認められた専用スペースで一時的に保育する事業。 (2) 病後児対応型「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 (3) 体調不良児童が困難な期間において、当該児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 (4) (略)
4	対象児童の対象となる児童は、次のとおりとする。 (1) 病児対応型	対象児童の対象となる児童は、次のとおりとする。 病児・病後児保育事業実施要綱

改正後	改正前
<p>当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至つていなければ、から集団保育を行うことと認めた家庭で保育をされた児童（以下「病児」という。）</p> <p>(2) 病後見対応の回復期に認めた家庭で、病気の回復期に至つていなければ、から集団保育を行うことと認めた家庭で保育をされた児童（以下「病児」という。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至つていなければ、から集団保育を行うことと認めた家庭で保育をされた児童（以下「病児」という。）</p> <p>(2) 病後見対応の回復期に認めた家庭で、病気の回復期に至つていなければ、から集団保育を行うことと認めた家庭で保育をされた児童（以下「病児」という。）</p> <p>(3) 体事たする児童（以下「病後児」という。）</p> <p>(4) 非施設型（訪問型）病児及び病後児とする。</p>
<p>5 実施要件</p> <p>(1) (略)</p>	<p>5 実施要件</p> <p>(1) 病児対応型看護を担当する看護師、准看護師又は助産師（以下「看護師等」といふ。）を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p> <p>(2) 「看護師等」と児童実施事業所は、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p> <p>(3) 病児対応型看護を担当する看護師等を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p> <p>(4) 病児対応型看護を担当する看護師等を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) 病児対応型看護を担当する看護師等を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p> <p>(2) 病児対応型看護を担当する看護師等を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p> <p>(3) 病児対応型看護を担当する看護師等を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p> <p>(4) 病児対応型看護を担当する看護師等を用意し、児童が安心して過ごせる環境を整えること。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 体調不良児対応型            ① 保育所に看護師等を配置する場合には、次の(ア)又は(イ)を満たすこと。            (ア) 保育所に看護師等を担当する看護師等とすること。            (イ) 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置、かつ、次のa～dのい、ずれかの定義に基づき「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            a 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            b 本通じ別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であることを、市町村が認めたこと。            c 第13条の2事院規則9-5別表)から半径4キロメートル以内に所在する官署(人保育所(平成19年3月1日以後に新設されたもの))であることを、市町村が認めたこと。            d 本事業(平成19年度における保育所)を平成19年度より実施している保育所であることを、市町村が認めたこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 体調不良児対応型            ① 保育所に看護師等を配置する場合には、次の(ア)又は(イ)を満たすこと。            (ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所と保育内対応型の児童等を常時2名以上配置すること。            ③ 集団不調不護師等を担当する看護師等を1名以上配置すること。            (3) ① 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            (イ) 本通じ別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備すること。            (ウ) 第13条の2事院規則9-5別表)から半径4キロメートル以内に所在する官署(人保育所(平成19年3月1日以後に新設されたもの))であることを、市町村が認めたこと。            (エ) 本事業(平成19年度における保育所)を平成19年度より実施している保育所であることを、市町村が認めたこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。            ③ 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            ④ 管理本相施病院(病後児童、いわゆる非健常児童等)のい、ずれかの定める研修会に出席する場合に、研修修了証明書(研修修了証明書)を受取ること。            ⑤ 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            (4) ① 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            ② 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            ③ 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            ④ 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。            ⑤ 本通じ別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の定義に基づき「延長保育を実施促進事業」(以下、「延長保育を実施促進事業」として、以下同様)の要件を満たすこと。</p>

	改正前	改正後
6	<p>(略)</p> <p>③ 預かる病児（病後児）の人は、一定の研修を修了した看護師等、 ④ 保育士、保育者が1名に対して、1名程度とすること。 べきない期間で対象児童宅への訪問を行うこと。</p>	<p>③ 預かる病児（病後児）の人は、一定の研修を修了した看護師等、 ④ 保育士、保育者が困難で対象児童宅への訪問を行ふこと。</p> <p>6 実施方法</p> <p>(1) 対象の医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(2) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(3) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(4) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(5) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p>
7	<p>(略)</p> <p>留意事項</p> <p>(1) ① 医療機関と連携等</p> <p>② 医療機関と連携等</p> <p>③ 場合</p> <p>④ 導</p>	<p>留意事項</p> <p>(1) 医療機関と連携等</p> <p>① 医療機関と連携等</p> <p>② 医療機関と連携等</p> <p>③ 場合</p> <p>④ 導</p> <p>6 実施方法</p> <p>(1) 対象の医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(2) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(3) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(4) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>(5) 医療は、児童定められた医療機関で対応型を実施する場合に、所を対応する事務所を登録する。</p> <p>7 留意事項</p> <p>(1) ① 医療機関と連携等</p> <p>② 医療機関と連携等</p> <p>③ 場合</p> <p>④ 導</p>

改正後	改正前
<p>⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一 に、対応可能な症例、開所(訪問)時間等を作成するとともに、複数の見 に、保育者に対する周知し、理解を得ること。</p> <p>(2) 感染の温の管理等その他健康状態を適切に把握するところ。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。            ④ 他の児童との接種の状況を確認する。</p> <p>(3) 感染の温の管理等の設備を設置する。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。</p> <p>(4) 感染の温の管理等の設備を設置する。</p> <p>(5) 本事業を実施するに当たっては、他児童への感染への配慮を設置する。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。</p> <p>(6) 本事業を実施するに当たっては、他児童への感染への配慮を設置する。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。</p>	<p>⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一 に、対応可能な症例、開所(訪問)時間等を作成するとともに、複数の見 に、保育者に対する周知し、理解を得ること。</p> <p>(2) 感染の温の管理等その他健康状態を適切に把握するところ。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。            ④ 他の児童との接種の状況を確認する。</p> <p>(3) 感染の温の管理等の設備を設置する。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。</p> <p>(4) 感染の温の管理等の設備を設置する。</p> <p>(5) 本事業を実施するに当たっては、他児童への感染への配慮を設置する。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。</p> <p>(6) 本事業を実施するに当たっては、他児童への感染への配慮を設置する。            ① 他の児童への感染への配慮を設置する。            ② 健康面への配慮を設置する。            ③ 他の児童が他の間に間仕切り等を設置する。</p>
<p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>8 事業の実施手続            (1) 市町村の事業協議会議長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、実施保育所等について都道府県、毎年事度、十分施すること。            (2) ここでおおくこと。</p> <p>9 費用            (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。            ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に對して都道府県が補助す            ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業に對して都道府県が補助す            (2) 本事業を実施するため必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>

改正後	改正前
(別添4)	待機児童解消促進等事業実施要綱
<p>1 (1) 家庭的保育事業 ① 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とします。（昭和22年法律第164号）（以下同じ。）ただし、下記に規定する「施設運営」の場合は、（昭和23年厚生省令第63号）（以下「施設運営」といいます。）の「施設運営」を雇用する特定非営利法人に委託する。</p> <p>② ア 「施設運営」の場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とします。（昭和22年法律第164号）（以下同じ。）ただし、下記に規定する「施設運営」の場合は、（昭和23年厚生省令第63号）（以下「施設運営」といいます。）の「施設運営」を雇用する特定非営利法人に委託する。</p> <p>③ ア 「施設運営」の場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とします。（昭和22年法律第164号）（以下同じ。）ただし、下記に規定する「施設運営」の場合は、（昭和23年厚生省令第63号）（以下「施設運営」といいます。）の「施設運営」を雇用する特定非営利法人に委託する。</p> <p>1 (1) 家庭的保育事業 ① ① すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。 ② すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。 ③ すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。</p> <p>1 (1) 家庭的保育事業 ① すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。 ② すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。 ③ すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。</p> <p>1 (1) 家庭的保育事業 ① すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。 ② すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。 ③ すべての人が安心して子供が保育所に預けられるようにするために、保育所の運営を目的とする。</p>	

改正後	改正前
<p>④ は本事業の対象とする。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>は、本事業の対象とする。</p> <p>④ 児童の対象となる児童とは、法第24条の規定に基づく保育の実施対象者と三親等以内の親族関係に実施する要件を満たす児童を除く。</p> <p>⑤ 本対象をあらかじめ掲げる。本対象をあらかじめ掲げる。本対象をあらかじめ掲げる。</p> <p>ア 事業の実施の対象となる児童（以下「規則」という。）第36条の38に定める児童と補助者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係に実施する要件を満たす児童を除く。</p> <p>イ 事業の実施の対象となる児童（以下「規則」という。）第36条の38に定める児童と補助者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係に実施する要件を満たす児童を除く。</p> <p>ウ 事業の実施の対象となる児童（以下「規則」という。）第36条の38に定める児童と補助者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係に実施する要件を満たす児童を除く。</p> <p>エ 事業の実施の対象となる児童（以下「規則」という。）第36条の38に定める児童と補助者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係に実施する要件を満たす児童を除く。</p> <p>オ 事業の実施の対象となる児童（以下「規則」という。）第36条の38に定める児童と補助者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係に実施する要件を満たす児童を除く。</p> <p>（略）</p>



改正前	改正後
<p>連携保育所又は実施保育所まで送迎を行っている場合は、家庭的保育支援をお送りする訪問保育者との間に応じ、必要な指導・援助を行う。者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に実施保育所には、家庭的情報を提供し、必要な指導・援助を行う。が保育する乳幼児の健康診断を定期的に連携保育所又は実施保育所とともに、家庭の行事に関する情報を持ち、必要な指導・援助を行う。</p> <p>連携保育事務に保育者として保育に従事する者は、主に⑥のウ、エ及びカの支援を行うものとし、(7) その役割は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指揮・分担する。</p> <p>(8) ア 指導留置家庭に在籍する者（家庭的保育者、補助者、家庭的情報について知り得た個人情報など）は、連携保育所及び実施保育所が一回以上、こども園に訪問して、家庭的保育所の状況を把握するため、家庭的保育所の担当業者に型施設の運営状況を説明する。連携保育所及び実施保育所は、家庭的保育所の状況を把握するため、家庭的保育所の担当業者に型施設の運営状況を説明する。</p> <p>連携保育事務に保育者として保育に従事する者は、主に⑥のウ、エ及びカの支援を行うものとし、(7) その役割は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指揮・分担する。</p> <p>(8) ア 指導留置家庭に在籍する者（家庭的保育者、補助者、家庭的情報について知り得た個人情報など）は、連携保育所及び実施保育所が一回以上、こども園に訪問して、家庭的保育所の状況を把握するため、家庭的保育所の担当業者に型施設の運営状況を説明する。連携保育所及び実施保育所は、家庭的保育所の状況を把握するため、家庭的保育所の担当業者に型施設の運営状況を説明する。</p>	

	改正後	改正前
(2) (略)		
(3) (略)		
2 認可化移行促進事業		
2(1) (略)		
2(2) (略)		
2(3) 実施要件		
(1) (略)		
(2) (略)		
(3) (略)		
(1) 事業の実施の手続及び必要な経費の一部を補助するものとす る。	(2) 事業の実施の手続及び必要な経費の一部を補助すること。 ① 事業の実施の手続の要件に当たつては、市町村が地域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。 ② 事業の実施の手續及び必要な経費の一部を補助する旨の必要な経費を整備しておくこと。 ③ 国は次の事業に対して、別に定めることにより補助するものとす る。 ④ 市町村が実施する事業に対する都道府県が補助する事業 ⑤ 市町村が実施する事業に対する都道府県が補助する事業	
(2) 認可化移行促進事業		
(1) 事業の実施の手續及び必要な経費の一部を補助するものとす る。	(2) 事業の実施の手續及び必要な経費の一部を補助すること。 ① 事業の実施の手續の要件に当たつては、市町村が地域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。 ② 事業の実施の手續及び必要な経費の一部を補助する旨の必要な経費を整備しておくこと。 ③ 国は次の事業に対して、別に定めることにより補助するものとす る。 ④ 市町村が実施する事業に対する都道府県が補助する事業 ⑤ 市町村が実施する事業に対する都道府県が補助する事業	
(3) 実施要件		
(1) (略)		
(2) (略)		
(3) (略)		
(1) 事業の対象となる認可化移行促進事業の実施の対象となる就学前児童が地 域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。 ② 事業の対象となる認可化移行促進事業の実施の対象となる就学前児童が地 域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。 ③ 事業の対象となる認可化移行促進事業の実施の対象となる就学前児童が地 域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。 ④ 事業の対象となる認可化移行促進事業の実施の対象となる就学前児童が地 域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。 ⑤ 事業の対象となる認可化移行促進事業の実施の対象となる就学前児童が地 域の保育資源とする規定に基づく保育の実施の対象となること。		

	改正後	改正前
(3) オ (略)	であること。 ③ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。	であること。 ③ 認可市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。
	であること。 ④ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。	であること。 ④ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。
	であること。 ⑤ (略)	であること。 ⑤ (略)
		であること。 ア 保育所への支援・指導・確認 イ 保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言 ウ 保育指導運営による支援・指導・確認 エ 保育施設運営による帳簿の管理、人事管理、会計処理等による相談指導の実施 オ 保育専門家による健康診断の実施 カ 健康指導による栄養所要量を踏まえた献立表や保健師等による相談指導の実施 ハ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 シ 親子の健診結果による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての支援・指導・確認 ス その他の認可保育所へ移行するための専門家の助言指導や耐震診断の実施 リ その他の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。
		であること。 ア 保育所への支援・指導・確認 イ 保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言 ウ 保育指導運営による支援・指導・確認 エ 保育施設運営による帳簿の管理、人事管理、会計処理等による相談指導の実施 オ 保育専門家による健康診断の実施 カ 健康指導による栄養所要量を踏まえた献立表や保健師等による相談指導の実施 ハ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 シ 親子の健診結果による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての支援・指導・確認 ス その他の認可保育所へ移行するための専門家の助言指導や耐震診断の実施 リ その他の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。 リ その他認可課題に取り組むべき課題 リ その他の事項
		であること。 ア 保育所への支援・指導・確認 イ 保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言 ウ 保育指導運営による支援・指導・確認 エ 保育施設運営による帳簿の管理、人事管理、会計処理等による相談指導の実施 オ 保育専門家による健康診断の実施 カ 健康指導による栄養所要量を踏まえた献立表や保健師等による相談指導の実施 ハ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 シ 親子の健診結果による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての支援・指導・確認 ス その他の認可保育所へ移行するための専門家の助言指導や耐震診断の実施 リ その他の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。 リ その他認可課題に取り組むべき課題 リ その他の事項
		であること。 ア 保育所への支援・指導・確認 イ 保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言 ウ 保育指導運営による支援・指導・確認 エ 保育施設運営による帳簿の管理、人事管理、会計処理等による相談指導の実施 オ 保育専門家による健康診断の実施 カ 健康指導による栄養所要量を踏まえた献立表や保健師等による相談指導の実施 ハ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 シ 親子の健診結果による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての支援・指導・確認 ス その他の認可保育所へ移行するための専門家の助言指導や耐震診断の実施 リ その他の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。 リ その他認可課題に取り組むべき課題 リ その他の事項

改正後	改正前
<p>いこと。本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。</p> <p>エ 事業の実施手続及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって市町村の保育要件に適合するところに對して都道府県に十分協議等の必要な措置を講じておること。</p> <p>(4) ① 事業の実施手續及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって市町村の保育要件に適合するところに對して都道府県に十分協議等の必要な措置を講じておること。</p> <p>② 書類を整備しておること。</p> <p>(5) 国は次の事業に対する事務費を補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業</p> <p>② 都道府県が認可実施する事業</p> <p>(6) ① 指定金の返還時ににおいて、認可外保育施設が認可保育所へ移行する場合であつた場合は、国庫補助金を返還せることとする。</p>	<p>いこと。本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。</p> <p>エ 事業の実施手續及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって市町村の保育要件に適合するところに對して都道府県が認可保育所へ移行するものとする。</p> <p>(4) ① 事業の実施手續及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって市町村の保育要件に適合するところに對して都道府県が認可保育所へ移行するものとする。</p> <p>② 書類を整備しておること。</p> <p>(5) 国は次の事業に対する事務費を補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業</p> <p>② 都道府県が認可保育所へ移行する場合であつた場合は、国庫補助金を返還せることとする。</p> <p>(6) ① 指定金の返還時ににおいて、認可外保育施設が認可保育所へ移行する場合であつた場合は、国庫補助金を返還せることとする。</p> <p>3 保育所分園推進事業</p> <p>(1) 事業の目的としての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるところに對して課題とされる保育所等の設置促進を図り、もつて待機児童の解消を図ることとする。</p> <p>(2) 実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(3) 実施事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育の所分園の設置運営に関する基づく保育所分園」とする。</p> <p>(4) ① 事業の実施手續及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって市町村の保育要件に適合する保育所に十分協議するところとする。</p> <p>② おこなうことを目的とする。</p> <p>(5) 国は次の事業に対する事務費を補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

4 (略)	改正後	改正前
<p>4 保育所体験特別事業</p> <p>(1) 事業の目的 　　利用してない入所要件に該当する児童を含む親子等、主に認可保育所を開放し、児童等との交流、認可外保育所を経由して、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>(2) 対象者は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(3) 対象となる者は、普段認可保育所を利用するものとする。</p> <p>(4) (1) 対象者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定しないこと。            (2) 感染症の発生する場合に限り観察や検査等を実施する。            (3) 対象となる児童を含む親子等を対象とする。            (4) (1) 合成された問題を解決するため、対象者と保護者の間に情報の開示と意見の交換を行う。            (2) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (3) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (4) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (5) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (6) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (7) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。</p> <p>(5) (1) 市町村が実施する事業を実施する。この事業は、市町村が実施する事業を実施する。            (2) 市町村が実施する事業を実施する。</p>		<p>4 保育所体験特別事業</p> <p>(1) 事業の目的 　　利用してない保育所を実施する者と相談・助言を行って児童の福祉の向上を図る。</p> <p>(2) 対象者は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(3) 対象となる者は、普段認可保育所を利用するものとする。</p> <p>(4) (1) 対象者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定しないこと。            (2) 感染症の発生する場合に限り観察や検査等を実施する。            (3) 対象となる児童を含む親子等を対象とする。            (4) (1) 合成された問題を解決するため、対象者と保護者の間に情報の開示と意見の交換を行う。            (2) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (3) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (4) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (5) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (6) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。            (7) 対象者と保護者の間で意見の交換を行う。</p> <p>(5) (1) 市町村が実施する事業を実施する。この事業は、市町村が実施する事業を実施する。            (2) 市町村が実施する事業を実施する。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年事に当たつては、実施するこながる。参加で案内に定める都員超過ににおける事業に、本城に対する要件に適合する等に、地適合の要件に適合する要件に整綱され、親子体制施を要とす。</p> <p>② しておくこと。</p> <p>(7) 費用</p> <p>① 国は次に定めるところにより補助するものとする事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>(1) 認可事業の外可認の実施に従事する職員に対する職務・安全対策を図り、もつて児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 實施主体は、市町村とする。</p> <p>(3) 対象者</p> <p>① 本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。</p> <p>(4) 実施要件</p> <p>① 査査項目に症候を発見するため、市町村が受診の必要を認め検査を行うこと。</p> <p>② 柔軟に実施の実施手續等に係る実施手續を実施すること。</p> <p>(5) 事業の実施</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年事に当たつては、実施するこながる。参加で案内に定める都員超過ににおける事業に、本城に対する要件に適合する等に、地適合の要件に整綱され、親子体制施を要とす。</p> <p>② しておくこと。</p> <p>(6) 費用</p> <p>① 国は次に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>	<p>(6) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年事に当たつては、実施するこながる。参加で案内に定める都員超過ににおける事業に、本城に対する要件に適合する等に、地適合の要件に整綱され、親子体制施を要とす。</p> <p>② しておくこと。</p> <p>(7) 費用</p> <p>① 国は次に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 實施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 費用</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正後	改正前
(別添5) (略)	(別添5)
	保育環境改善等事業実施要綱
1 事業の目的利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育駅前園等を図ることを目的とする。	1 事業の目的利便性の高い場所にあつて既存の建物を活用して、保育所や保育駅前園等を図ることを目的とする。
2 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。	2 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。
3 対象事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」と本事業とする。事業	3 対象事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」と本事業とする。
(1) 既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。	(1) 既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。 ① 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設に設置する施設を改修する。 ② 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。
(2) 既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。 ① 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。 ② 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。	(2) 既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。 ① 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。 ② 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。
(3) 既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。 ① 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。 ② 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。	(3) 既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。既存の施設による改修のとび需要する施設に供給する。 ① 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。 ② 市町村が地域の保健・福祉・文化・スポーツ等の施設を改修する。

改正後	改正前
	4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。 (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。 (3) 本事業の実施につきましては、保育所障害児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとすること。 (4) 施設・促進事業に付随する施設購入等)のみの場合は、本事業の対象としないこと。 (5) 保育設備の整備(備品の購入等)のみの場合は、既存施設の改修を伴わないこと。 (6) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業についてとは、当該年度中・又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。 (7) 保育度・保育度障害児(体調不適型)推進事業についてとは、当該年度中、病後事業に児童を事業に受け入れる所を対象としていること。 (8) 病後事業に児童を受け入れる所又は保育所に障害児受入促進事業と併せて実施する場合。
	5 事業の実施手続 (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及び別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。 (2) ここの実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
	6 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
	7 補助金の返還 認可化移行環境改善事業についてとは、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認められることは、実施主が返還せることとする。

	改正後	改正前
1 (略)	延長保育促進事業実施要綱  (別添 6)	
2 (略)		
3 (略)		
4 (略)		
5 (略)		
1 (略)	事業の目的多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する「市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の保育所の設置する組む場合に補助を行うこと）が開所時間を超えて子育てができる環境を整備し、もつて児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	
2 実施主体 実施者とする。	対象は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する。	
3 対象児童 とする。	対象事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童となる。事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とする。	
4 対象事業 及び「延長保育推進事業（基本分）」とする。 (1) 延長保育推進事業（基本分）の実施を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。 (2) 延長保育事業（加算分） 民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。	対象事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育推進事業（基本分）」及び「延長保育推進事業（加算分）」とする。 (1) 延長保育推進事業（基本分）の実施を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。 (2) 延長保育事業（加算分） 民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。	
5 実施要件 (1) 延長保育推進事業（基本分） 11時間の開所時間内に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。 (2) (略)	実施要件 (1) 延長保育推進事業（基本分） 11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。 (2) 延長時間に保育事業に係る児童の年齢及び人数には応じて保育士を配置するこ	

改正後	改正前
6 実施方法 (略)	<p>6 実施方法</p> <p>(1) 延長時間の定義は次のとおりとすること。前後延長保育所及び後ろ延長保育所に設置した施設において、時間の前及後を合算すること。</p> <p>① 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施することをいいう。</p> <p>② 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施することをいいう。</p> <p>③ 3時間延長とは、開所時間毎に区分した延長対象児童数が3人以上いること。</p> <p>④ 30分延長とは、開所時間毎に実施する記載保育この延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間が30分が1人を除くと対応する児童児童数と。また、年間の上記の延長時間区分における各週五入事業の実施が実施できるところでは、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p>
7 事業の実施手続 (略)	<p>7 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。</p> <p>(2) 事業の実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
8 費用 (略)	<p>8 費用</p> <p>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に對して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 延長する保育者負担額を設定すること。</p>

改正後

別紙1 (略)

改正前

別紙1

研修科目	時間
I 見童の発達と学び（講習Ⅰ） (考え方) 0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することができる知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達 ② 学童期の発達 ③ 児童にとっての遊び	(3時間) (3時間) (3時間)
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） (考え方) 0歳から10歳くらいまでの児童がかかりやすい病気について、その特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。さらに、健康管理という視点から見た食生活について学ぶ。	9時間
① 児童の病気 ② 緊急時の対応と応急措置 ③ 児童の成長と食生活	(3時間) (3時間) (3時間)
III 病児・病後児保育における見学実習 (考え方) 病児・病後児保育事業実施施設または訪問宅において、児童の様子の觀察及び看護師（保育士）がどのように児童に関わっているのかについて見学する。	2日以上

※ 看護師等、保育士、家庭的保育者が、既に受講・修了した研修において、上記内容を満たしている場合には、該当する上記研修を受講・修了したものとして差し支えない。  
と市町村が判断する場合には、

## 別紙2 (略)

改正後

改正前

## 別紙2 様式例

## 連絡票

児童の氏名	平成 年 月 日	年 月 日 生 ( 歳 ) 男・女
平成 年 月 日 診断の結果、現時点での入院の必要性は認められません。		
診断医機関名及び 電話番号	診断医師署名	印

※太枠は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状 (病名等)	
経過 (検査内容等)	
治療 (処方内容)	食前・食後・( 時 )・その他 ( )

## 保育上の留意点

安静	特に制限なし・ベット安静・その他 ( )
食べ物	特に制限なし・絶食・その他 ( )
乗	特になし・処方の通り・その他 ( )
その他留意事項	

医師より上記の説明を受けた上で、病児保育を申し込みます。

保護者名 \_\_\_\_\_

## 連絡事項

保護者の勤務場所 (所在地)	
緊急連絡先 (氏名・電話番号)	(第一) 電話番号 ( ) 関係 ( )
お迎え予定者	(第二) 電話番号 ( ) 関係 ( )

改正後	改正前
別紙3 (略)	病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告事項
1. 実施方法等	・事業実施主体の名称 ・訪問対象年齢 ・利用手続 ・食事の提供の有無・方法
2. 訪問対象となる疾患	・選定理由 ・訪問可能時間 ・利用料金（1時間あたり） ・職員数（職種）、雇用形態、勤務日数、勤務時間
3. 医療機関との連携	
4. 利用児童の状況	・年齢 ・実利用児童数 ・平均利用時間数
5. (利用児童) 健常時、日中の居場所について	・年間延べ利用児童数 ・平均利用頻度
6. 病児・病後児保育事業利用時、主な疾病（3つまで）について	
7. 利用者（保護者）からの意見	
8. 研修について	・実施場所 ・日数 ・参加者数
9. 収支報告について	・修了者数（うち従事者数）
10. 検証結果（実施施設側記載）	
11. 検証結果（市町村担当課記載）	事業実施により得られた情報を基に、実施市町村による事業評価を報告
12. その他特記事項	

※「保育対策等促進事業費の国庫補助について」（平成20年6月9日厚生労働省発第0609001号厚生労働事務次官通知）別表3病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告書に定める様式にて報告すること。